

令和5年9月13日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年9月13日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

お早うございます。

開会前にご注意申し上げます。携帯電話は電源をお切りになって頂くか、あるいは、マナーモードにして頂くか、よろしくをお願いします。

傍聴席の皆様によろしくお願い致しますけれども、入り口に掲載しております議場内
においての規則を遵守頂きたいと思えます。

一同、ご起立をお願いします。礼。

着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番、藪 乃理子 君・13番、渡邊
美喜子 君を指名致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

皆さん、お早うございます。

10番、古川 幸義です。

通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についての答弁をよろしくお
願い致します。

1点目として「度重なる学校給食異物混入に対し、再発防止の対策は」について質
問致します。

質問の前に、善通寺・琴平・多度津町給食センターを1市2町給食センターと称し
質問させていただきます。

1市2町給食センター整備事業についての契約につきましては、平成28年10月にP
F Iアドバイザー業務委託を1市2町の長の連名で契約を締結し、平成29年3月
定例会において総務教育常任委員会で反対意見も多く有りましたが、繰り返し協議

し、1市2町給食センター整備事業について多度津町議会では多数決により可決承認し、令和元年8月26日より1市2町給食センターは給食の提供を開始しております。

学校、幼稚園に対し給食を提供する中において、異物混入事故が既に3件程多度津中学校・小学校より出ております。

1件目は令和元年11月25日多度津中学校において学校給食において、おかずの「蛸と里芋の煮物」に金属片が混入されているのを生徒が発見致しました。

2件目は令和4年12月14日、白方小学校の5年生のクラスで、配膳された「すき焼き風煮物」の中に、長さおよそ10ミリ、幅0.2ミリほどの細長い金属のようなものが混入しているのを児童がを見つけました。

3件目は令和5年7月12日、豊原小学校の3年生のクラスで、給食として提供された「夏野菜カレーライス」の中に、縦5ミリ、横9ミリ程度の薄い金属片が混ざっているのを配膳中の児童がを見つけました。

以上、挙げた3件ともに生徒、児童が事前に発見したことにより誤って飲食されず、重大な事故に至らなかった事は何よりと思っております。今後その様な事故が再発されず、安全・安心な給食が提供される事を願い、次の質問を致します。

1つ、異物混入が発見された時点での学校側では、瞬時にどのような措置が取られたのかお伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の異物混入が発見された時点での学校側の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年7月に発生した豊原小学校3年東組の異物混入について説明をさせていただきます。当該事案につきましては、「夏野菜カレーライス」の中に金属のような薄いもの（9mm×5mm）が混入していたものであり、カレーライスを配膳中に児童が異物を発見したもので、学校の対応としましては、当該クラスのカレーの喫食を中止し、その他のクラスについては異物が混入していないか校内放送で注意喚起した上で喫食致しました。同時に町教育委員会に報告がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

異物購入を見つけた時点で、当該クラスのカレーの喫食を中止したと今、答弁されましたが、喫食を中止し、その後の生徒の喫食は、どうされたのでしょうか。詳しく言いますと、これは3年東組のクラスだったと思います。西組の生徒に対して、どのような指示をされたのか。また、そのクラスにとっては中止をされましたが、代替品などの対応は、どうされたのでしょうか。また、他のクラス、1年、2年、4年、6年には、校内放送で注意喚起をしたと先ほどお答えになりました

が、低学年の児童ですね、1年生、2年生、それぞれが自己確認出来るのでしょうか。また、それが確認されたのでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問にお答え致します。

まず3年東組の異物が混入されたクラスの喫食についてですが、異物が発見された時点で、喫食を止めました。その後はカレーライスでしたが、いわゆるカレーのルーなしでご飯と正直言うとサラダという形で代替品はございませんでした。それと他のクラスの対応ですが、特に低学年のことをお聞きになってたかとは思いますが、低学年につきましても食べるのは1人で食べますが、そのクラスの担任の先生、当然おいでますので、注意喚起を受けて注意しながら食べるという形にはなるかと思えます。今後また、再度注意しながら食べることは仮にあったらあかんですが、そういうことがあった場合は、再度、注意して食べるように、指示の方はしていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問の答弁に際しまして、再々質問を行いたいと思えます。

先ほどの答弁では、令和5年の7月の異物混入に対し、豊原小学校の対応でしたが、令和元年8月の多度津中学校と白方小学校の対応は同じ対応であったのでしょうか。また、異なる対応であったのだと推察致しますが、どのような対応をされたのでしょうか。お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再々質問の方に答弁をさせていただきます。

まず、令和元年の11月の多度津中学校の、いわゆる「里芋とたこの煮物」に金属片があった異物混入についてです。この時は、3年4組のクラスに異物混入が発見されたという事案です。この時は、生徒が既に喫食中に口の中で違和感を感じて、それを取り出して、異物だったということが発見された事案でございます。その時はもう異物を取り出した時点で、そのまま通常どおり喫食をしました。そのあと、給食センターと教育委員会の方に連絡があり、事案に対応したという形の学校からの発見の流れでございます。続きまして、令和4年の12月に白方小学校5年生で発生しました「すき焼き風煮物」の中に金属、金タワシのような破片のようなものが発見された事案でございます。こちらにつきましては、発見したのは配膳の時に発見をしました。配膳の時に発見したので、それを取り除いて喫食をしたという形でございます。先ほど申し上げました3件の時、豊原小学校に先だって起こった時は、まず、発見した時に直ちにその当該クラスについては、喫食を中止するっていう対応とったんですが、それにつきましては、令和3年に異物混入に対するマニュアルの方を作成して、危険な異物と思われる物が発見された場合は、直ちに喫食をやめるっていうマニュアルを作ったので、今回、豊原小学

校の場合は止まったという形にはなるんですが、先ほど申し上げましたとおり、令和4年の12月の白方小学校の時点では、この新しいマニュアル出来ておりましたので、発見された時点で、少なくとも白方小学校の給食を一時的には止めないといけなかったんですが、そのマニュアルが徹底出来ていなかったということがあとで分かりましたので、再度臨時の園長校長会等を開きまして、その異物混入に対する対応について徹底するように、学校長の方に指示もさせて頂いたところでございます。以上でございます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

その後の学校側からの報告後、どのような経路で事故の報告が伝達されたのでしょうか。お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の学校側からの報告後、どのような経路で事故の報告が伝達されたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

豊原小学校より報告を受けた町教育委員会は、1市2町学校給食センターへ報告後、町内の幼・小・中学校へ連絡し、同様の異物混入がないか確認を行いました。

続いて、町教育委員会より報告を受けた1市2町学校給食センターは、豊原小学校へ現状確認に向かうとともに善通寺市・琴平町教育委員会に連絡し、同様の異物混入がなかったか所管の学校等へ確認するよう依頼しました。

異物の確認後は、調理委託業者には異物の確認及び施設内の調理機器、器具類の点検を指示、物資納入業者には異物の確認及び調査を依頼しました。併せて、保護者及び西部教育事務所等への報告を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、3点目の質問に入らせて頂きます。

その後、給食を提供した1市2町給食センターからは、どのような回答がありましたか。1件目、2件目、3件目と異なる回答であったと推察致しますが、詳細にご説明下さい。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1市2町学校給食センターからの回答についてのご質問に答弁をさせていただきます。

その後、1市2町学校給食センターから異物の分析調査を行った結果、アルミニウムの金属片であったこと。また、調理委託業者は調理機器、調理器具を確認し、使用食材を納入した業者も調査を行ったが該当するものはなかったことから、異物の混入経路は不明であることが報告されました。

議員ご質問にあるとおり、本町では今回を合わせて3回の危険異物の混入がありましたので、他の2回についても回答致します。

1回目の令和元年11月、多度津中学校3年4組の「里いもと蛸の煮物」の中に約1cmの針金のようなものが混入した件ですが、調査の結果、明確な混入経路は確認することは出来ませんでした。物資の納入業者に対し、金属探知機の検査回数を増やす等対応を指示致しました。

2回目の令和4年12月、白方小学校5年生の「すき焼き風煮物」の中に約1cmの金属のようなものが混入した件ですが、分析結果は鉄やステンレス鋼などの金属片で金属タワシ等の可能性が考えられるとの結果でした。混入経路の調査では、調理委託業者及び物資納入業者においても該当するものがなかったことから、混入経路は不明でした。

いずれのケースも明確な混入経路は不明でしたが、調理委託業者及び物資納入業者に対しまして調理機器・器具の点検整備の強化や衛生管理の徹底について指示しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問を行いたいと思います。

調理業者、物資納入業者いずれも原因が不明という回答では、事故の防止策も立てられません。今後再び異物混入が起きる危険性は大きいです。いずれにせよ、どうやって異物混入したか、原因を徹底的に究明するべきではないでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

過去に異物混入については3回ございました。その他にも軽微なものについては日々ではないですが、何回か起こっておりますので、そういうことも当然あってはならないことだと思っております。それぞれの混入経路については、まず、物資を納入する業者さんから入るケースと続いて調理中に入るケース。それと学校で配膳中に入るケース、それとパンとゼリーとか委託したものに入るケース、色々ケースがございますので、それぞれの立場のところで衛生管理を今後もしっかりして頂いて、注意喚起に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再々質問を致します。

今回3回とも金属片であったということは、要するに危険分類で、異物の分類でいきますと、まず危険異物、その中には分類1と2がございまして、喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物として、具体的な物としては金属片、針、ガラス片とか鋭利なプラスチックとか薬品等がございまして、分類2は、喫食することにより健康への被害が多いと思われる異物でございまして、具体的な例で言いますと衛生的害虫、ゴキブリとかハエとかネズミとか、そういうものですね。それからカビとかそういうものでございまして、これで今回は、基本異物の分類、第1なんですね。これに対して、やはり、再発防止をするマニュアルをもっともっと整備する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。済みません。ただ今の再々質問は、

教育長にお願いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

古川議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

古川議員のご指摘のこと、非常に私も現場でおりましたので、重く受け止めております。本当にこの場で正直申し上げまして、令和元年の時には、私は多度津中学校の校長でありました。その時のことを振り返ってみますと、給食というのは全校で一斉に食べますので、こういうのがあったという風に報告があるのは、大体の給食の後半であるとか終わった辺りというところで、もう喫食をしてしまっている状況が多いので、そのケースは徹底して他になかったのかという確認と健康被害がないかということ子どもたちの方に問いかけて調査をします。あったことについても保護者に十分お知らせをして、その後どうなるかっていう辺りをずっと追いかけていくということになるということになります。先ほど異物混入について、その原因を徹底して究明するべきではないのかというようなご意見があったと思います。私自身もそのために色んな調査があるので、そうあって欲しいと思っております。で、報告が上がってくるんですが、ちょっと調べたんではなかったということではなくて、恐らく1市2町の方も納入業者であるとか、色んなケースで、例えば、袋詰めであった乾燥した食材の中に、そういうものが含まれていたのかということも含めて、色んなケースを想定しながら調べた上で、はっきりと特定出来ないという回答が返って来ているというところなんです。これにつきましては、先ほど課長も申し上げましたが、現学校現場で何かで入るといってもないこともありません。そういったケースもあるので、それぞれの立場でマニュアルややり方をしっかりと見た上でやっていく必要があると思います。それから心掛けねばいけないなと思っていることは、こういう事案があった時に正確に記録も残してるんですが、明らかにしていくと。透明性を持って、もちろん学校や職員や子どもや保護者にもお知らせをして、今回こういうことがありましたよということをも1市2町でもきちっと共有しておくということが、とても大切だと思っています。もう一つは、今、納入業者とか、それから給食センターの方の話が出ましたが、委託業者、その業者に対して協力関係もあるんですけども適切な緊張感を持って、求めることは求めていく必要があるという風にしっかり思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁、有難うございました。かなり答えにくい点多々あったと思います。これは、この金属混入の経路が分からなかったということで、他の事例があるかどうか調べましたら、平成25年の9月に実は丸亀市で金属の混入が見つかりまして、その対策として、どのような措置をとったのか、こちらに資料がありますので、ちょっと読まさせていただきます。金属の検出検知器については、サーチコイルという検知器で測定致します。そのサーチコイルっていうのは、検出特性が非常に高

く、サーチコイルで高感度のものをサーチすることが出来ます。これで丸亀市も対応を図っていたんですが、またさらに再発が生まれて、その時には多度津町でもありましたように針金とか比較的検出しづらい、そういうものに対して、納入業者に対して学校給食センターの方で、より精度の高いサーチコイル以上の金属探知機を用意したとこの議事録の中には残っております。やはり、繰り返し繰り返し事故が起きるということは、やはり原因がございます。納入業者に対しても、それは危険異物第1ですから、かなり厳しい危険度がありますので、その再発防止策として見つからなかったというんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

現在、調理業務を委託しております、いわゆるSPCという会社なんですが、その会社には金属探知機の方も用意してございますので、それらを活用して物資の納入の際に、今後も金属探知機による異物検査の方も徹底して実施するように、お伝えはしてまいります。物資を納入する業者につきましても、先ほどの「里いもと蛸」の時にも答弁させて頂いたんですが、蛸の納入をする時には、例えば、1回の金属探知機を通して行ったものを複数回通すような感じの指示をしておりますので、そういったことをすることによって、これからも徹底してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、4点目の質問に入らせて頂きます。

多度津地区では今回で3回目ですが、他の1市1町においては異物混入はございましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の多度津町以外の1市1町における異物混入の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

善通寺市、琴平町におきましては軽微な異物混入はありますが、金属片、ガラス片等の危険な異物混入はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対し、再質問させていただきます。

危険なガラス・金属は先ほど申しましたが、区分的に第1類の危険異物と称され、重要危険異物とされています。県内異物混入でも給食の提供を受ける側、教育委員会、学校、幼稚園、保護者に報告されるのは当然と思っておりますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

軽微な異物混入が発生した場合の報告についてでございます。軽微な異物混入があった場合については、教育委員会、1市2町学校給食センターの事務局等々には当然報告がございます。保護者等につきましては、危険、いわゆる金属片・ガラス片等々と喫食した場合、命にも危険があるというような形の部分については、保護者の方にも先ほども申し上げましたとおり、報告はさせて頂いておりますが、そういう軽微なものについては、報告はしていないような状態です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をさせていただきます。

5点目の質問ですが、1件目では、本町として給食提供者側にどのような指示と事故再発防止策を指示されましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1件目では、本町として給食提供側にどのような指示と事故再発防止の指示をしたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和元年11月の多度津中学校の異物混入については「里いもとたこの煮物」の中に約1cmの針金のようなものが混入した件ですが、検査の結果、クロム系のステンレス材で金属タワシの一部と思われる異物でした。混入経路の調査の結果は不明でありましたが、調理委託業者及び物資納入業者に対しましては、学校給食は成長期にある児童生徒が対象であることや集団給食であることにより食中毒、異物混入による健康被害等、重大事故に繋がる恐れがあることから再発を防止するため、調理機器・器具の点検整備の強化や衛生管理の徹底について指示を致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

指示された給食センターからどのような回答がありましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

最初の1件につきましては、混入経路が不明という形でございますので、今後、業者に対しては、調理機器や器具の点検を強化する。食材の目視の強化、衛生管理の徹底について指示をするという形でしたので、それを実行するというのをこちらが見届けるとい形になりますので、それを実行しているということ、給食センターの方で確認をしていくという形になろうかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。

2件目、3件目と1年以内に2件続けて異物混入があったことに給食提供者側に対

し、今回、本町はどのような指示、注意を出されたのでしょうか、お伺いします。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1年以内に2回続けて異物混入があったことに給食提供者に対し、どのような指示、注意を出したかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

1年以内に2件続けて危険異物の混入がありましたが、先程も答弁させていただきましたとおり、混入経路を特定することは出来ませんでした。混入経路が特定出来ない限りは、これまで同様に調理委託業者及び物資納入業者に対し、再発を防止するため、調理機器・器具の点検整備の強化や納入された食材の検品の目視強化、衛生管理の徹底について指示致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に再質問させていただきます。

混入経路が特定出来ないのでは、自己管理の責任の甘さを感じます。それでは、再発防止には繋がらないと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど教育長の方からも答弁ありましたとおり、再発防止のために調理委託業者へ物資の納入業者に対して、目視の強化・整備の強化を指示していますが、おざなりにしている訳ではなくて、それぞれの業者も徹底して調査した結果、混入経路が特定出来なかったということです。それを今後も徹底を指示するとともに、各業者についても各業者のマニュアルを今回あったことに対して、自分のところから出たかどうかは分からないのですけれど、自分のところのマニュアルを最新分に更新していくような形のところを指示をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、7番目の質問に入らせていただきます。

善通寺・琴平町・多度津町学校給食センター協議会として異物混入事故の際、どのような協議をされましたか。1市2町においても納入業者登録取消、納入設置基準などあると思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1市2町学校給食センター協議会として異物混入事故の際にどのような協議をしたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

異物混入事案があった際には、まず、調理委託業者及び物資納入業者に対し、混入経路を調査するよう指示します。調査結果により混入経路が判明した場合は、当該業者に対し、再発防止策を施すよう指示します。

また、調理委託業者が異物混入を起こした場合は、要求水準の未達成となりますので、サービス対価の減額の対象となるポイントの算定について協議を行います。

物資納入業者の場合は、店舗への立ち入り検査を行い、改善の指導や納入停止等の措置についても協議を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、8点目の質問をさせていただきます。

度重なる事故が発生し、改善が行われない場合は、供給者側にどのような指示や訓告を行うのでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の度重なる事故が発生し、改善が行われない場合は、供給側にどのような指示や訓告を行うかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

調理委託業者に起因する場合については、事業契約書に基づく是正勧告書を業者に発出し、業務の是正指示内容について回答を求めます。また、同時に異物混入は要求水準の未達成となりますので、給食提供への影響度合、事象の重大度合、異物の分類等により減額ポイントを算出し、契約に定める基準に達した場合は、事業者を支払うサービス対価を減額することになります。物資納入業者の場合は、店舗への立ち入り検査の後、改善指導を行い、再度、立ち入り検査を行い改善されているかどうかの確認を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問致します。

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食、食物・物資・納入業者登録に関する要領というのがございます。今日は持ってまいりました。その要領の中に5項には、地産地消に係る物資納入業者、生産者の特例措置として、5項の6、物資納入生産者の遵守事項の中の5、納入した物資の衛生管理上の問題、あるいは危険の恐れのある異物混入などの重大な問題が発生したときは、登録取消や納入停止措置を課せられても一切の異議の申立ては出来ないと記載されております。度重なり原因が特定出来ないのでは、遵守出来ないこととなりますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問頂いた項目につきましては、危険の恐れのある異物混入があった場合に指名停止されても意義を申立てることが出来ないという規定でございます。それ以外にも野菜等々を納入して頂いた場合、どうしても虫であったり、そういったものも入ってきます。そういったものにつきましては、納入した時にセンター職員並びに調理業者がしっかりその検品をしながら、そういうのを取り除いて、納入をして頂いておるような状態です。過去に危険な異物ではなかったんですが、同じ業者が続けてそういう事案が発生させたこともありました。その業者につきましては、給食センターの方が立ち入り検査をして衛生上の改善を指示し、再度立ち入りをして、それが改善されているかというような検査もしたこともございますので、今後とも衛

生的に物資が納入出来るように給食が提供出来るように、予防も指示の方も続けてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問させていただきます。

今の質問の中に特例措置、私も今、要領を見てるんですが、特例措置とそれから納入停止措置について、こういうことが書かれておるんですが、その詳細には書かれてないんです。丸亀市の学校給食の業者の取消し、納入停止、設置基準をちょっと見ますと措置内容が納入停止が1ヶ月、その次に2段階として、まず納入停止が3ヶ月、納入停止が6ヶ月、4段階目には、登録取消し又は1年以上の納入停止、このように措置内容が段階的に分かれております。この中に設置要件として1番甘いもので、髪の毛・ビニール等、軽微な異物混入があった場合とか、そういう風になってます。第2段階目においては、製造過程における衛生管理上の必要な設備が管理されてないこと。3段階目には、その信用を失う大きな行為があった場合、4段階目は、金属片・ガラス等の危険物が混入した場合となっております。今回、この設置要綱の業者に登録に対するこの要綱。もう少し整備する必要があるんじゃないでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

物資納入業者の登録についての規定の一部の改正についてのご質問だと思いますが、他市町の状況も確認させて頂きながら改定しなければいけないところは確認させて頂きまして、また、地産地消の面もございますので、地元の食材も入りやすいような形では規定を残したいと思っておりますので、そのようなことも含めて中身の改定については、協議の方を続けたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

9点目の質問をさせていただきます。

児童・生徒の保護者に今後の再発防止の説明はなされましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の児童・生徒の保護者への再発防止の説明についてのご質問に答弁をさせていただきます。

危険異物の混入事案があった場合は、混入事案のあった学校・クラスの保護者だけでなく、給食を提供した1市2町全ての学校・幼稚園の保護者へ混入事案の概要と混入経路についての報告とお詫びの文書を発出することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

保護者にはプリントが渡され、詳細には説明がなかったことや原因・再発防止に係る事故はなかったと聞いております。保護者に対し、今後の信用を得るような文面でなかったと聞いておりますが、対応不足と思われますが、いかがでしょうか。また、併せて集団給食でありますから、なおのこと食中毒、異物混入などの健康被害はあってはならない事項ですから、人為的に不特定多数を狙った薬品投入、混入などのリスク管理も考えて対策を講じて保護者に説明すべきではないかと思われませんが、これは、教育長にお答え願いたいと思います。

議長（小川 保）

古川 議員、再質問の内容をもう一度確認して下さい。

教育長（三木 信行）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、古川議員の方から、まさに保護者や子どもの立場に立って給食の安全を担保しようというご質問を頂いて私も色々と考えております。保護者の方の報告につきましては異物混入の際に、先ほど課長が申し上げたように報告とお詫びの文書というのを出しております。手元にあります。今後、安全な学校給食の実施に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げますと、事案とこういうことがあったということと、これから徹底して安全をしてまいりますという風な説明の文章になっております。ただ、詳細なところまでは、保護者の説明というのは出来ておりません。今後それが必要であるかどうかというところもあるんですけども、学校給食は学校にとって、とても大切なものなんです。もう当然お分かりと思うんです。子どもたちにとっても楽しみなものですし、学校教育にあっても食育という点でとても大切なので、その機会は非常に守らなければならないと思っています。ですから保護者への説明ということもありますが、業者に対して、実施しているところに対して、やっぱり安全な給食を提供出来るようにしっかり求めていく必要があると思います。先ほどの制度的なこともあります。そういったものも活用していく必要もあるんだろうと思っています。以上、答弁させていただきます。

議員（古川 幸義）

あと時間が4分を切りましたので、次の質問をしたいのですが、この中にある再発防止とそれから異物混入マニュアルですね。うちの異物混入マニュアルをちょっと拝見させて頂きました。これA3の2ページで対応とそれからフローチャートが入っております。他の学校の異物混入マニュアルを見ますと約20ページ近いほどありまして、詳細に再発防止を考えたマニュアルとなっております。やはり異物混入再発防止マニュアルを整備することが、学校給食の安全と安心と、また提供する教育者側として信頼を得るのは、やはり再発防止を防ぐためには、まずマニュアルを整備するということが大事かと思うんです。それでちょっと質問をお願いしたいと思います。答弁ですね。教育長でも課長でもどちらでも結構です。お答え願いたい

と思います。

教育長（三木 信行）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私もこちらにマニュアルを手元に持っておりますが、これは起こった時の対応マニュアルでして、それ以前の各給食センターとか色んなところの対応というのは、それぞれでルールがあると思っています。このマニュアルについて、起こった時点の徹底をするためにももう少し必要であれば、これも少し見直していく必要もあるかなと思っています。冒頭で申し上げたんですが、このマニュアルどおりに実施することが安全を守っていくということなので、その辺りの徹底は、校長・園長会を開いてしている訳ですけれども、現場として私も校長をしていて異物によっては、目視すると非常に軽微に見えるものもあります。安全を守るためには、それを止めて、そのクラスは喫食を中止したりしていく訳ですけれども、同時にそうすると子どもたちは、その分の給食が食べられなくなるということもある訳です。そういう被害もあるということです。だから、楽しい給食、おいしい給食をしっかりと実施していくためにもこの異物混入がないということを実現していくために1市2町の方で話し合いをしながら、しっかりと安全な給食を担保していきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、やはりミスを起こさないために最善の努力と、また、最近ございましたホーユーの業者の倒産ですね、それによって給食が納入されなかったという、そのような給食が提供出来ないというような事例もございません。なかなか業者を監視していくことが、行政の努めだと思っていますので、今後、行政として業者の監視を続けて頂きたいと思います。

これにて、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。

議長（小川 保）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

改めて皆さん、お早うございます。

7番、中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。1番目がガバナンス強化のための内部監査の実施について、2番目が生成AI（チャットGPT）の活用と制限について、3番目が社会福祉協議会の役割と運営について、以上3点について質問致します。

まず1番目のガバナンス強化のための内部監査の実施についてです。

令和5年3月30日、多度津町職員の不祥事による懲戒処分がプレスリリースされました。1件目は職務怠慢による信用失墜行為によるものです。

事件概要の説明については新聞に出ていたので、ここでは省略します。

職員の処分は3箇月の減給10分の1です。

2件目は、公金の紛失です。事件概要の説明は同じく新聞に出ていたので、ここでは省略します。職員の処分は戒告で管理している課長は口頭による嚴重注意です。

私は、このような不祥事は、ちょっとした声掛け、職員間のコミュニケーションを密にすることで防げたことではないだろうかという風に思っています。

皆さんは、ハインリッヒの法則をご存じでしょうか。「ハインリッヒの法則」とは労働災害の分野で良く知られている事故の発生についての経験則です。1件の重大事故の背後には重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠されており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリハット（ヒヤリとしたハットしたりする危険な状態）が隠されているというものです。「1：29：300の法則」とも言われています。

このハインリッヒの法則が示す教訓は、大事故を未然に防ぐためには、日頃から不注意・不安全な行動による小さなミス、ヒヤリハットが起きないようにすることが極めて重要であり、ヒヤリハットなどの情報を出来るだけ早く把握し、的確な対策を講じることが必要であるということです。特に製造業や建設、運輸、医療など一歩間違えれば大事故が起きる可能性のある業種においては、ハインリッヒの法則の大切さが広く浸透しています。

また、現在ではハインリッヒの法則はオフィスワークの領域でも活用されています。例えば、「経営危機を招くようなコンプライアンス違反の1件の重大事件の背後には、不祥事の芽となる多数のヒヤリハットが隠れている」ということや「顧客から1件のクレームが寄せられたなら、その背後には同様の不満を持っている多数の顧客が存在している」ということが考えられます。ハインリッヒの法則の教訓を知り、活用することは、どのような職場でも有効であると言えます。

そこで、私は内部監査の実施を提案します。実際、内部監査を実施している自治体もあります。

内部監査とは、法令遵守、事務処理のミス防止等の観点から地方自治法に規定されている監査委員の監査とは別に実施する町の職員による町行政組織内部の監査を言います。実施体制としては、職員の中から内部監査員を任命して、内部監査チームが実施します。実施対象は町長部局のほか、他の執行機関の事務を処理する全課を対象に実施します。実施項目や基準としては関係法令、条例規則等に違反していないか、事務処理が適正に行われているか、町民の要望に対し適切に対応しているか等です。個別項目及び基準としては、重点事項の管理進捗状況です。監査結果は町長に報告し、是正措置が必要な場合、町長は改善を指示します。

そこで次の3点についてお伺いします。

まず1番目、今回の不祥事に対する再発防止策についてお伺いします。

町長公室（山内 剛）

中野議員の不祥事に対する再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。今回の懲戒処分が決定した際には今後このようなことが発生しないように、全職員に対して懲戒処分に至った経緯や理由、処分内容について周知を行いました。

また、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合には、町政の透明性を高め、処分の公平・公正性を担保し、服務規律、公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図るために公表することとなっているため、今回の事件についても報道発表しなければならないことについても周知して、今回のような不祥事が起こることによって、多くの方から町全体に対しての信用を損なうことを再認識し、常に公務員として自覚して行動するように注意喚起を行いました。

管理監督職員には、今回のような事件が二度と起きないように業務管理上、証明書等で確実に確認を行える事務手続となっているか再確認を行い、出来ていない場合には、必ず証明書等で確実に確認を行うように改善することや現金の取扱いについても再点検を行い、確実に事務手続が出来るように改善して再発防止に努めるように注意喚起を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に今、答弁頂いた再発防止策の策定後の定着化についてお伺いします。

町長公室（山内 剛）

中野議員の再発防止策の策定後の定着化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後も今回のような事件が二度と起きないように、定期的に全職員に対して公務員として常に自覚して行動するように注意喚起を行い、管理監督職員には、事務手続や現金の取扱いについて、当たり前な事務処理だと判断せずに確実に事務処理を行っているか声掛けを行い、確認、点検を徹底して再発防止に努めるように注意喚起を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

それでは、私が今、提案した内部監査の実施についての町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の内部監査の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも法令遵守や事務処理の重要性について周知徹底を図ってきたところではありますが、認識の甘い職員がいたため、今回のような事件が発生したということであると認識しております。

再発防止のためには、まず、管理監督職員がリーダーシップを発揮して、職員間のコミュニケーションを密にするよう体制づくりを行い、確実に事務処理が出来るのか管理監督職員だけではなく、お互いに確認を行い、組織として未然防止に努

める必要があります。

また、法令遵守、事務処理のミス防止の重要性について職員一人ひとりに対する認識付けを徹底するために、外部監査や議員ご提案の内部監査を含めて、本町の財政状況や人員体制に適した効果的な再発防止策について研究してまいりたいと考えております。

職員個人の非行であっても町役場全体の信用を損ねるということを再認識した上で、職員全員が今一度、公務員として襟を正し、自覚を持って職務に取り組み、今後、このような不祥事が二度と起きないように、全ての業務についての確認、点検を徹底して町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。不祥事未然防止には再発防止も大切なんですけども、何より不祥事防止に取り組むためには、今、丸尾町長からの答弁にもありましたように職員のコミュニケーションを密にすることが大切だと思います。お互いが気に掛けてあげることです。そういうことが大事なことだと思います。

職員の成果とは町民のために、より良い行政サービスを提供することです。職員の仕事は大変誇らしくやりがいのあるものなんですけれども町民からの信頼なくして仕事は成り立たず、その信頼が失われれば、不祥事を起こした職場のみならず、役場全体が誇りを持つことが出来なくなります。また、より良い仕事をするためには、家族・友人・上司・同僚などの支えが欠かせません。不祥事を起こせば、支えてくれた大切な人々を傷つけることになります。このため一人一人の職員、町の職員みんなが誇りを持って町民のために職務を遂行して、職員としての原点に返って定期的に振り返り、町を持続的に発展させて頂きますよう、よろしくお願い致します。有難うございます。

次に、2つ目の質問に移らせて頂きます。生成A I（チャットG P T）の活用と制限についてです。

生成A Iとは、文書や画像などを自動的に生成出来るA Iのことです。チャットG P Tというのは、その中でも特に高度な会話が出来る生成A Iとなります。チャットG P Tに読書感想文は書けるのか試しに私がやってみました。

次のような指示をチャットG P Tに行いました。「芥川龍之介の羅生門をテーマにした読書感想文を中学生が書くレベルで2,000字程度で書いて下さい。ただし、羅生門に書かれている文章を一部引用し、その感想も含めて下さい。さらに羅生門の内容を日常生活にどう生かすかを含めて下さい。常体で書いて下さい。」この指示を私がチャットG P Tに行ってみました。

チャットG P Tの回答は、次のような内容でした。

「羅生門」という作品を読んで、私は非常に感銘を受けました。芥川龍之介さんが

描く羅生門の前で起こる不思議な事件は、読む者を惹きつける力がありました。それぞれの登場人物が自分の視点で事件を描いていく姿勢に、私は考えさせられることが多かったです。

「羅生門」の中で描かれる多様な視点は、一つの出来事に対しては異なる真実が存在するということを教えてくれます。「人間の話は信じるべきでない」「人間は嘘をつく」という一文は、現実社会において重要なメッセージだと感じました。私たちは日常生活で様々な情報に触れますが、その情報が必ずしも真実とは限りません。だからこそ自らも考え、客観的な視点で物事を判断することが大切です。（このあと略します。約 2,000 字で完結）私が指示すると 2,000 字で完結して、このような感想文をチャットGPTが作成してくれました。

そこで、チャットGPTの活用と制限について、次の4点についてお伺いします。まず1点目ですがチャットGPTの利用について、県から教育長宛に指示が出ていると思いますが、その内容と各学校への指示、学校から保護者への指示について、どのようになされているかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のチャットGPTの利用について県から教育長あての指示と各学校や保護者への指示についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県教育委員会から7月6日付の文書で「市町（学校組合）立学校における生成AIの教育利用について（依頼）」の文書が届いています。7月4日には、文部科学省より学校関係者が現時点での生成AI活用の適否を判断する際の参考資料として、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の送付がありました。

指示の内容としましては、生成AIについて夏休み前に児童生・徒に指導を行うこと、保護者に対しても生成AIの適切な使用が行われるように各学校による指導内容を伝えることなどです。

また、県教育委員会としては生成AIの取扱いについて、ガイドラインでは「現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切である」と示されていることを踏まえ、まずは生成AIの懸念に十分な対策が講じられる学校で、パイロット的に取り組むことが適当であると考えているとの記載もありました。

教育委員会と致しましては、これらの周知に沿って各小・中学生あての資料と保護者あての周知文書を送付し、各家庭に連絡するように指示をしました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今年の夏休みの宿題において、チャットGPTの使用が疑われるようなものがあったかどうか分かる範囲でお答えをお願いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の今年の夏休みの宿題においてチャットGPTの使用が疑われるようなものがあつたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

チャットGPTの使用が疑われるようなものがあつたのかどうかにつきましては、各学校へ問い合わせたところ、はっきりと確認出来るものはありません。

理由としましては、子ども達が作成してきた作品にチャットGPTが使用されているかどうか見極めることがしにくいこと、また、たとえ疑わしいものがあつたとしてもそれがチャットGPTの使用によるものなのか、インターネット上のものを活用したものか、あるいは、それらの成果物のかなりの部分を模倣したものか等の違いを見極めるのは難しいことなどが挙げられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今後、教育においてチャットGPTをどう活用したり、制限していくのか教育長の考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の今後教育においてチャットGPTをどう活用したり制限したりしていくのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点では「活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始める」という国のガイドラインに沿って活用していきたいと考えています。

例えば、情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせることや英会話の相手として活用したりすることが可能であると考えています。

多度津中学校では、今年度、文科省及び県教委による「1人1台端末活用実証事業」に参加し、AIの活用を通して英語学習への意欲向上や英語での発信力強化を狙って、学習に取り組んでいるところです。

また、教員研修なども設けながら、校務での適切な活用が出来るように教員のAI活用の技術やAIリテラシーも高めていく必要があると考えています。

教員に関しましては、例えば生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することや子どもの感性や独創性を発揮させたい場面で最初から安易に使わせることなど適切な活用でないと考えられる場面を教員で共有し、そのような使い方がされないように管理していくことが大切であると考えています。

児童・生徒に関しましては、チャットGPTをフィルタリング設定することが可能です。また、活用にあたって、活用規約の遵守や生成AIの性質やメリット・デメリットを自分自身で判断したり考えたりすることが、本来の「学び」であることを児童・生徒に十分に理解させることなどが重要であると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。次に生成A Iは専門的な知識がなくても誰でも簡単に活用でき、文書や画像など多彩な成果物を生み出すことが出来る画期的なツールなんですが、庁舎内でも事務を対象に文書作成や文書校正、企画立案のアイデア出しなど活用出来るのではないかと思います、町長の考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の庁舎内の事務を対象とした文書作成や文書校正、企画立案のアイデア出しへの生成A Iの活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

チャットG P Tなどの生成A Iは、文書の自動作成や文書校正はもとより、翻訳やアイデアの創出など、その用途は多様で様々な分野に活用出来るものと認識しております。

しかし、そういったメリットがある反面、非公開情報や個人情報を入力するとその情報が流出するリスクもあるほか、正確性の観点や著作権を侵害する可能性がある等の課題もあります。香川県が9月8日から生成A Iの業務利用を開始しましたが、全国の市町村でも生成A Iの導入実績は少なく、県内の人口規模の大きい市でも実証実験段階であり、本格導入には至っておりません。

本町での生成A Iの導入につきましては、生成A Iの活用事例や導入に関する懸念事項の情報収集を行い、費用対効果も含めて慎重に検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。この人工知能A IチャットG P Tは今、国、県、多くの市町村で実証実験や試験運用が行われて、実際使用している自治体もある訳なんですけれども、今後このA IチャットG P Tが、またすごい勢いで今も進化してきています。それに乗り遅れることのないよう今後も検討を進めて頂きますよう、お願い致します。

次に、3番目の社会福祉協議会の役割と運営について質問します。

役割についてですけれども社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。民間団体ではありますが、法律に定められ、行政区分ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開しています。

社協の在り方の指針等には次のようなことが記載されています。

1点目が社協は、地域福祉の推進のために参加する地域のあらゆる団体・組織を構成員として地域社会の総意を結集し、その構成員は住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必

要な主要な諸団体を基本に組織することが望ましいとされています。

2つ目が社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通して地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示して頂くものです。従って、住民会員制度が賛助会員の性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があります、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要です。

3つ目が、さらに地域住民に対する情報提供、相談、機材の提供、社協事業への参加や意見を反映出来る機会の提供（委員の公募等）等を通じて、社協への住民参加を大きく進め、住民会員の増強を図っていくことが望まれています。

4つ目が社協の会員とは、一般的に会費納入によって資格・権利を生ずる社団法人の「社員」とは性格が異なり、会費の納入如何に拘わらず社協の各種サービスを受けることが出来ます。従って会員会費は、地域福祉を推進する団体としての社協を「お金」で支えるという「募金、寄附金」のような要素が強く、会費を納める行為そのものは、ボランティア活動の一環として捉えられています。要するに今言ったように会費を納めなくても事業は利用出来るし、強制ではないということです。

次に、多度津町社会福祉協議会ではどんなことを行っているかということ①高齢者に関することとして、施設管理運営、介護保険サービス、高齢者福祉サービス、地域包括支援センターがあります。②子ども・子育てに関することとして、放課後児童クラブ指定管理運営事業、四つ葉クラブ、社会福祉施設体験学習の実施（ふれあいワークキャンプ）、学習用品のリース事業があります。③障害者に関することとして居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業があります。その他に赤い羽根共同募金、イベント、啓発活動、研修・人材育成等、事業は多岐にわたっています。

一方、社会福祉協議会は民間組織と定義されているにも拘わらず、自主財源の中の会費収入がわずか（多度津社協の場合、年間40万円程度）で、大部分は町からの補助金や事業委託金等に支えられています。また、介護保険（通所介護サービス）などの事業はサービス事業者として事業収入で運営されています。町からの支援がなければ、事業運営は非常に困難な状況ではないでしょうか。自主財源の中には会費収入だけでなく、共同募金収入、寄附金収入、事業収入などがありますが、増えてはいません。

また、住民の多くは、社協会員であるという意識が低いのではないのでしょうか。

それは、全国の市町村が行っているアンケート結果でも出ています。つまり、認知度が低いということです。社会福祉協議会は社会福祉法で定められた社会福祉法人で民間組織ではありますが、その特殊性から公的な機関と捉えられがちです。その中で全国的に社会福祉協議会の在り方を見直す動きも出ています。そこで、福祉行

政を推進する町の立場でお答えをお願いします。次の4点についてお伺いします。
まず1番目、社協に対して、町の補助金と事業委託決定の基準に基づき社協に委託した事業についての連絡調整、見直し等のモニタリングは行っているのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

中野議員の社協に委託した事業についてモニタリングはしているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町が町社協に委託している事業は、補助事業が1件、委託事業が15件、指定管理運営事業が3件でございます。これらの事業につきましては、進捗状況に応じて、その都度、連絡調整を行っており、課題等が発生した場合は、速やかに解決を図る体制を整えております。各事業の完了時には実績報告等の提出を受け、適正に事業が行われたかを確認しており、指定管理運営事業につきましては地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、事業報告書の提出を求めています。

また、多度津町行政改革実施計画中の取組項目として「指定管理者制度活用の適正化」に基づき、管理運営状況の評価や導入効果、今後の方向性について検証しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に社協の委託・自主事業と町の福祉政策との関連で、町が期待する社協の担う役割とはなんのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

中野議員の町が期待する社協の担う役割は何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条におきまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されており、地域の様々な生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、誰もが安心して暮らせる人にやさしい福祉のまちづくりを目指す民間団体でございます。また、民間組織として自主性を持つと同時に広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体でもあります。

このように、社協は地方自治体のパートナーとして福祉施策を推進する役割を担うことや町と連携して地域福祉の課題解決に取り組むこととされております。町と致しましては社協が住民に最も身近な存在として、今後もますます事業の充実を図り、地域福祉の推進のため各種事業や活動に積極的に取組まれることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目ですけれども町民参加による社協運営の方向性として、町民参加の理念を取り入れるためには、一般的に議会に相当すると言われている「評議員会」に町民公募枠を創設して、社協運営に直接参加する機会を設けることを検討すべきと考

えませんが、検討して頂けますか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の評議員会に町民公募枠の創設を検討出来るかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

当協議会の評議員会は、現在16名の評議員をもって構成されております。評議員の選任につきましては、社会福祉法第39条において社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任することとなっていることから、同法第40条の欠格事項に該当しない限り、町民の参加も可能でございます。

今後、当協議会において必要な見直し等を踏まえ、検討されるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に4つ目ですけど社協会員会費の在り方についてお伺いします。

私は、現在の多度津社協の会費納入の方法の変更を検討した方が良いのではないかと考えます。

多度津社協の会費は1口500円です。会費は、町民全体への協力依頼で運営しています。現在、多度津地区社協（多度津、白方、四箇、豊原）の中で、豊原地区社協の場合は各自治会に依頼して、自治会員1人300円を集めています。この300円集めたお金については、豊原社協の色々な事に使っている訳なんですけども、また、丸亀市社協の場合は会費の納入を地域コミュニティ（自治会とは少し異なります）に依頼して、1口が100円です。年間の会費総額は400万円程度です。

多度津町も丸亀市のように1口金額のハードルを下げ、自治会単位に納入を依頼する方式に変更してはどうでしょうか。私が提案しているのは、自治会費一括方式で一括で社協に納入する方式です。以上のことについて、理事会・評議員会で検討して頂けますか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の社協会員会費の在り方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

社協会員は社会福祉法人多度津町社会福祉協議会定款第32条において法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものと規定されており、会費については既存の制度に捉われず、独自の地域福祉の推進に活用するもので、納入についても住民皆様の任意となっております。

現在の納入方法につきましては地域住民に浸透しており、自治会一括方式の導入は考えていないということでもあります。

町社協では現在、共同募金等のお願いを自治会に行っておりますが、自治会として取りまとめることに対し、役員の負担増にもなり、取りまとめに対して疑問の声も聞かれることから社協会費の一括納入は地域住民に理解されないと考えております。

町社協として、これまでどおり社協の活動に賛同して頂ける方が1人でも増え、住民と共に福祉の町づくりの推進に取り組んで頂けるよう、町としても協力してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。次に、社会福祉協議会の運営についての質問に移ります。

福祉ニーズは多様化し、高齢化の影響からますますニーズは増大しています。この需要に応えるため、社会福祉協議会の役割は増大する一方であると思われます。ボランティアと協力しながら創意工夫をこらして事業に取り組んでいることと思います。

しかしながら、社会福祉協議会の運営は財政的にも人材的にも逼迫している状況にあると思います。一部には回復の傾向も見える経済状況ではありますが、多度津町の財政状況に大きな改善は見られない今日、社会福祉協議会への寄附といったことも増えてはないと思います。

平均寿命が伸びることは喜ばしいことではありますが、認知症の方も増えており、判断能力が十分ではない方の生活を助ける日常生活自立支援事業の利用者も増加しています。全国的にこの支援計画を作る専門員等の不足が課題となっていることが報道されています。専門員は介護保険や障害者支援などの専門知識が必要で多忙を極めており、さらには生活保護の受給者も多く、幅広い知識が求められています。多度津町の社会福祉協議会における専門員、あるいは支援員は十分であると認識されているのかどうかをお伺いします。また、十分でないとすれば、どのような対策を考えているか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の町社会福祉協議会における専門員、あるいは支援員は十分であると認識しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、日常生活自立支援事業に関わる専門員は1名、支援員3名となっております。中野議員のおっしゃるとおり、認知症の方や判断能力が十分でない方など生活支援を必要とする方が増えており、福祉ニーズが増大する中、十分な人数であるとは言えません。

今後、研修等を通して専門員・支援員がより柔軟に対応出来るようスキルアップを図るとともに新たな人材を採用することも予定されております。

また、ケースによっては成年後見制度の活用や介護保険や障害者サービス等の公的サービスの利用に繋げることにより負担軽減となるよう、町としてもより一層連携強化を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。9月3日の四国新聞に全国の社会福祉協議会で運営する訪問

介護事業所、これは多度津の社会福祉協議会にもある訳なんですけれども、5年間に少なくとも220箇所、廃止や休止されたことが、共同通信の全国調査で分かったという記事が掲載されていました。内容は5年間で、この介護訪問事業者が全体の13%減り、現在は約1,300箇所、都市部で一般の民間事業者との競合を理由に撤退するケースもあるが、多くはヘルパーの高齢化や人手不足、事業の収支悪化などが影響をしています。公的な性格を持つ社協が事業をやめると採算面などで民間が受けたがらない利用者にサービスが行き届かない恐れがあるという風に新聞に書かれています。これについて多度津ではどうかということのを再質問するつもりにしとったんですけれども事前に決算状況等を見る限りにおいて、収支悪化になるようなことはないと思われました。なので、そういうことはないと思いますので、ここでは質問はしません。私も今、社会福祉協議会の地域包括支援センターが行っている「男・団・Dandy!」という65歳以上の男性が行っているストレッチ講座に参加させて頂いています。これは本当にいいです。こういうものをこれからも行って頂けると有難いです。これだけでなく冒頭に申し上げたとおり、社会福祉協議会は多岐にわたり地域のために活動を行って頂いております。今後とも社会福祉協議会の使命に則って、色んな活動を積極的に行って頂きますようお願い申し上げます、以上で私の質問を終わらせて頂きます。

どうも有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩致します。

再開は11時10分、場内の時計においての11時10分に再開致したいと思います。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

先日、行なわれました子ども議会ですが、地域の特性をしっかりと捉え、子どもの目線からの発想に驚きと新鮮さに大変感動を受けました。子ども達に負けないようしっかりと質問をさせていただきます。一問一答形式です。

1点目は民生委員、児童委員の担い手不足をどうするのか。2点目、幼稚園・小・中学校の給食費無償化について。3点目は白方幼稚園廃園後の状況について。以上

の3点であります。1点目は民生児童委員不足についてであります。全国で欠員1万5,000人、3年で32%悪化し戦後最多であり、このことは全国的な傾向で、どこの自治体も課題の一つであると言われております。地域福祉の衰退にも繋がります。このような状況において民生・児童委員の皆さんは地域での見守りや訪問活動を通して地域の課題や相談など行政との繋ぎ役としてご尽力されております。また、定員を確保することにより担当者をはじめ関係団体の方々に日頃の努力によるものと心から感謝を致します。

それでは質問に入ります。本町の担い手不足の状況を伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の本町の担い手不足の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町の民生委員・児童委員は、現在、定数61名に対し、58名でございます。欠員となっている地区は、永井・小塚地区、佐柳本浦地区及び佐柳長崎地区となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。再質問させていただきます。空白地帯、つまり児童・民生委員さんがいない地域の対策はどのようになさっておりますか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。現在、欠員となっているところにつきましては、特に町内の方では永井・小塚地区、近隣の民生委員さん児童委員さんに証明事務等の必ず必要なものについては、補助をお願いしております。その他の相談支援とか訪問であるとかというところは出来ない可能性がございますので、町の方に直接相談を頂くようお願いしております。佐柳地区につきましては、元々お世話をして頂いている方がおいでますので、その方が何かありましたら、その都度ご連絡頂くか出張所の職員から連絡を頂くようにしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問させていただきます。担い手不足の要因を伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の担い手不足の要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在欠員となっている3地区につきましては、佐柳本浦と長崎の2地区では高齢化により、当該委員の年齢要件を満たす方が少ないこと。離島であるため定例会等の参加が難しいことなどの理由から令和元年12月より欠員となっております。佐柳島では民生委員・児童委員が現在1人もいない状況でございます。また、永井・小塚地区につきましても昨年12月の一斉改選時において後任候補がなく、その後も引き続き候補者を当たっておりますが、現在まで欠員のままとっております。

担い手不足の要因と致しましては、健康寿命の延伸や社会の情勢から70歳現役社会ともいわれる現在において候補者の多くが仕事との両立が難しいこと。複雑化する社会情勢の中で地域で求められる民生委員の役割が増え、ボランティアであるにも関わらず、業務負担が増加していることが挙げられます。

また、活動内容の理解度が低いことも一つの要因と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問ということにさせていただきます。

3点ある訳でございますが、一括で答弁をお願いしたいと思います。

1つ目は民生・児童委員の平均年齢は何歳でしょうか。2つ目は民生委員・児童委員が1番多く受け持っている件数は何人でしょうか。その反対に少ない世帯数は何件件数を持っていますでしょうか。それから平均の世帯数は、大体1人当たり何人受け持っていますでしょうか。そして、1期3年で終わり、退任する傾向があると聞いておりますが、このことについても伺います。答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員の平均年齢につきましては、9月1日現在で67歳となっております。因みに最年少は49歳、最年長が76歳でございます。次に1人が受け持つ世帯数でございます。世帯数につきましては、転入や転出などによって常時異動があるため正確には把握しておりません。民生委員法の中で1人が受け持つ世帯の定数の基準として町村では70から200世帯ごとに1人という基準がございます。

しかしながら、地域の実情を踏まえて弾力的に定数設定をすることと規定されております。本町におきましても地区割りについては、以前からあるものを引き続き、使っておりますが、その都度、増減がありましたら近隣の民生委員さんが協議を致しまして、地区割りの変更を加えております。特に山階とか葛原とか世帯数が多いところにつきましては、複数の民生委員さんで活動をして頂いております。世帯数だけで考えることは難しいんですが、例えば世帯数が少なくても、ほとんどが高齢者であったり、支援が必要な世帯が多い場合には受け持つ件数は多くなりますし、実際、西港町では500世帯あるんですが、これを1人の方が受け持って頂いておりますが、その7割が外国人のひとり世帯。留学生であったり、工場に努めている方になっておりますので、そういう地域の実情を考えて負担が偏らないような地区割りに努めております。3点目の1期3年で退任する方が増えているということでございますが、本町におきましては改選時に約3分の1の方が全体で退任をされて入れ替わっております。過去の4回の改選時を見ても1回3年のみで退任された方は平均7名でございました。理由としましては、自治会長が地区によっては毎年変わるとか定期的に変わって自治会長さんが民生委員を兼ねるといような地域

のルールがある地区がございますので、そのようなところでは定期的に交代をされることがあります。1期3年でやめる方が多いという問題よりも本町で深刻と考えておりますのは、やっぱり長年勤められた方の後、引き継がれる後任の適任者が、なかなか手を挙げにくいという状況があるところが、今、本町では難しい状況になっていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは次の質問にさせていただきます。

担い手の確保に向けての対策と今後の課題を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の担い手の確保に向けての対策と今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

担い手不足の要因が仕事等の理由により時間的余裕がない人が多く、適任者を探しにくい状況にあることから仕事を持ちつつ民生委員活動が行える環境づくりが課題であると考えます。

また、本来の民生委員活動以外に行政や関係機関から委任される業務が過重な業務負担とならないよう、その役割や業務内容について精査し、見直しや削減を検討することも必要でございます。

さらには、幅広い世代の方が活動して頂けるよう、民生委員・児童委員について理解を深めて頂けるような周知啓発の方法も重要課題の一つと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。対策と課題がなかなかすぐには前に進むのかというのは、大変難しい部分が社会情勢が違いますのであると思うんですけども、実は、絶対にこれは地域福祉のため、大変大切な民生児童委員の制度だと思っております。そこで、全国的に民生委員、また、自治体へのアンケートとった資料がございましたので、ちょっと報告させていただきます。課長の今後の課題の中にもヒントになる部分があるかと思っておりますので、お聞き下さい。

担い手の裾野を広げるためには、働きながら活動出来る環境が必要だ。自治体からの選出の大半を占める中、地域の事業所に委員選出を働きかけるなど協力を求めているかどうか。これは民生委員さんのアンケートでございます。秋田市では、就業体験に参加した学生を委員の活動に同行させている。幅広い世代の民生委員のやりがいや重要性を伝えることも人材確保に有効である。これは自治体からの要望でございます。

続いてですが、民生委員はボランティアで、近年は、ひきこもりや虐待などデリケートな問題もある。行政は支援体制を強化して、負担を軽減しなければならない。これは自治体のアンケートからでございます。次は地域では、人口減で行政機能が

縮小している。高齢化も進む中、民生委員の存在は、ますます重要である。地域社会を維持するためにも特定の人に任せず、より多くの人に担当してもらえる体制も必要ではないか。実はこれ協力員というところを作っていて、民生・児童委員が1人でなくて協力をすると。分担をするということも実際やっておられます。それから、民生・児童委員に1人1台ずつタブレット持ってもらい、最初は、すごく不安で抵抗があるという意見があった訳でございますが、今は活動の負担軽減になり、大変に喜ばれ、相談などもスムーズに共有が出来ているということでございます。この中で、何かヒントになればということでお話しました。何しろ1917年、岡山でこの制度が発足しまして、その当時は生活保護世帯の相談支援であったそうです。でも現在は高齢者、また、子育て支援、児童育成、障害者自立生活支援、もう幅広く問題が多くあり、本当に民生・児童委員さんも仕事の範囲が広いということで、大変に困っているということも聞いておりますので、こういった部分も含めて今後、3年後には、また空白地域がないように頑張ってもらえればという風に思っておりますので、要望でございます。お願い致します。

続きまして、2点目の質問は幼・小・中学校の給食費の無償化についてであります。小・中学校の給食費は毎月約5,000円程度ですが、県の方針で給食費は来年度1月から第3子以降、県が補助しますとなりました。子育て家庭の経済的負担を軽減するものであります。また、自治体による無償化を実施しているのが現在91箇所あり、広がりを見せています。近隣の丸亀市においては今年の4月から公立の小・中学校の給食費が無償であります。坂出市は小学校のみが令和4年4月から給食費無償になっています。高松市においては令和5年6月・7月・9月の3箇月が無償化、千葉県松戸市では「第2子を半額にします。」など部分的に無償化すること等、全ての子ども達の給食無償化をしたいが、すぐには難しい。出来る事からといった自治体も増えています。本町においても少子化対策が待ったなしの状況であります。毎月の給食費は約5,000円程度かかり、年間5万円～6万円、子どもが2人・3人となると10万円～15万円と高額になります。給食無償化の自治体に流れる家庭があるのではと危惧します。ひいては定住促進・子育て支援・食育推進などを考えると給食無償化は一部であっても有効であると思います。多度津町も給食を無償化してもらいたいという声が多くの方から届いています。子育て支援の充実は人口減少対策の重要課題で、町長の施政方針の一つでもあると書かれてありました。質問です。自治体において学校給食費の無償化が広がっています。本町の考えをお伺いします。教育総務課長（竹田 光芳）

渡邊議員の学校給食費無償化に関する本町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の給食費負担に関する取組は、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、12月から3月までの4ヶ月間の給食費を無償とする事業を

実施しました。

本年度につきましては、物価上昇により値上げせざるを得なかった給食費の1食当たりの値上げ部分、幼稚園14円、小学校17円、中学校20円を町費で負担する事業を実施しております。

なお、県が令和6年1月から実施予定である第3子以降の学校給食費無償化を実施する自治体への補助事業につきましては本町においても実施予定であり、当該予算につきましては、12月議会に補正予算を提出予定にしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。自治体において、学校給食の無償化が広がっています。本町の考えということでございますが、この学校給食費の無償化が広がっているということに対して、町長さん、答弁お願い致します。どのような考えなのか、お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、給食費の無償化というのが叫ばれておりますが、まさに子育て支援を充実していく、そして、若い世代の方々が子どもを産み育てられる。そのような社会づくりをするためには、給食費の無償化というのは避けられないことだと考えております。ただ、今のところ令和4年、そして今年、令和5年とこれまでの施設整備、建て替えを行いました。新たな建て替えを行って、これは、大きな災害から町民の命を守るための施策でありますので、このためにたくさんの財政投入を致しました。そのために、令和4年と今年5年度は、どういう風な状況に推移していかなければいけないのか財政の健全化について図っているところであります。もう、南海トラフが引き起こす大地震に備えるための公共施設の耐震化は出来ておりますので、これからは、私の最初からの公約であります子育て支援を充実していくということ。そのことによって、町外に出た子どもたちもこちらに帰って来てもらい、そして、自分の子どもと親と一緒に住んで頂きたい。そういうためには、やはり子育て支援の充実、これは給食費の無償化も含めた子育て支援の充実だと考えております。来年からすぐ出来るかどうかということは、まだ、ここではお約束は出来ませんが、今、県の方では第3子以降の子どもに対しての無償化を行うことが発表されておりますし、多度津町もそれに追随していくつもりであります。これからは若い世帯の方々が多度津町に住んで頂けるための子育て支援の充実というのは、もっともっと図っていかなければいけないと思っておりますが、給食費の無償化のことにしましては、その一環であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁有難うございますが、今、町長のお話の中では、給食の無償化は重点課題

と今、おっしゃいましたが、本当にそうでございます。これを早くするということは大きな意義があると思うんです。定住促進とか子育て支援、そういったものがやはり、この金額的に1人年間5万とか掛かる訳でございます。2人いれば10万、そして3人では15万ということで、同じ子育てするんだったら、無償のところへ流れていくという傾向は、私は絶対あると思います。そういった意味で、今までにも昨年、地方創生臨時交付金ですか、それを12月から4ヶ月、約2,200万円位かかっているといます。これは地方創生交付金の方から出たってということなんですけども、幼稚園で年間給食が約600万、そして小学校が年間5,100万。中学校は3,100万です。トータルしまして、8,800万ということでございます。給食の無償化、8,800万円掛かるというたら大変なことで、もちろん多度津町の財政の健全化も考えながらやっていくということでございますので、せめてこれを半分の期間にすると半分無償化したらアバウトで計算しましたら4,400万円、また半分でしたら2,000万円程度でございます。2,000万円程度、高額か色々考えますが、でも本当に子どもたちのことを考える子育て支援の充実、今すぐ、町長は出来ないとは申しましたが、でも待ったなしの状況でございますので、せめて令和5年というんじゃないけれども構いません、6年からやりますとか、そういう方向性は、筋はつけて頂けないでしょうか。再質問でございます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

私が常に考えているのは、まずは財政の健全化、財政が健全でなければ何も出来ないっていうのが私の常に申し上げてることで、このことをまず第1に考えて行っておりますので、財政の健全化を考えながら出来るだけ早い時期にそういうことが出来るようになれば、行ってまいります。もう一つは子育て支援というのは、今、私どもが移住定住、交流人口を増やしていこうとしている。少子化に対する地方創生事業、これにも合致しておりますので、そのことは私どもの重要施策の一つだと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。重点課題ということで捉えさせていただきますが、その重点課題の中にも優先順位があると思うんです。もちろん財政の健全化を図っていく、それはもう承知しておりますが、そこにはやはり、子育て支援が大きな柱というのか優先順位をつけましたら、そこが大事だと私は思っておりますので。令和6年、頑張ってくださいまして、出来るだけ無償化になりますように、せめて半分でもいいです。4分の1でもいいと思いますので、こういう声が若い子どもさんを持っている保護者の方から上がっているということ。町長、頭の中にしっかり入れて頂ければという風に思います。また、一般質問、子育ての給食のことに関しては、今までにも他の方も質問しておりますので、多くの皆さんから聞いてるということは大事なことで

ございますので、議員は代弁者ということになっておりますので、その点、しっかりと頑張ってお向きにして頂きたいという風に思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

3点目でございますが、白方幼稚園の廃園後の状況についてであります。

園庭は草が伸び、何回か職員の方が休日の日に草刈りをしておられました。また、白方地区老人会・ボランティア笑顔の会の皆様が3回程度草抜きをしましたが、この暑さの中で草抜きは出来ていません。その後、白方幼稚園ですが、借り出来ていません。なぜならばトイレの配管が裂けているということでございます。このような状態で、お借りすることも出来ず、朽ちるのみであります。近隣住民の方からは幼稚園付近を通るたびに悲しくなり、ショックでありますと多くの皆さんから聴いております。実は写真に撮って、一応、見せた方がいいのかなと思ったんですけども、もう草が1mほど伸びておりますので、それを皆さんに見せるのは私自身が悲しくなりますので、ちょっと控えさせていただきますが、1m伸びてるような状況、どうぞまた白方幼稚園を通る場合は、見て頂ければという風に思っておりますので、今日は敢えて持って来ていません。ということで、本当にこれをどうにかして欲しいという声が上がっております。子どもたちの遊び場、または、お遊戯室の利用などが出来ますように地域の声として、今回も一般質問に取り上げさせていただきます。9月に入れば、草抜きはするんですけども今後この廃園後の状況はどういう風になるのか、幼稚園はどのようになっていくのかということ、皆さん、思っておりますので、どうかご答弁よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の白方幼稚園の廃園後の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。白方幼稚園につきましては、令和3年度末での閉園以降も渡邊議員を始めとする地元の方々が定期的に園庭の清掃や遊戯室前の草刈りや植物を育てる等の管理を行って頂いており、遊戯室においては白方地区芸術展の際にも会場とし活用するなどしております。

昨年、教育委員会が地元の町議会議員、老人会、女性クラブ、自治会、子ども会、PTAの代表者にご参加頂き実施した施設の活用に関する協議におきましては、子どもが安心して遊べる場所、地域の方が集える場所等のご意見を頂いております。今後の園舎等の教育施設の利用・活用方法につきましては、現在のところ、具体的には決定しておりませんが、長年地域に愛された幼稚園でありますので、今後も地元の方々のご意見も伺いながら、有効に活用して参ろうと考えております。

議員ご指摘のトイレの修繕につきましては、修理費用の見積もりを行い、実施するか判断をしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁の中にトイレの修繕につきましては、修理費用の見積りを行い、実施するか

の判断をしたいと思っておりますとおっしゃいましたが、実施するかどうかの判断はどういうところで判断されるのでしょうか。ちょっと具体的にお願い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

旧白方幼稚園につきましては教育施設でございますので、管理の方は教育総務課の方がしておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

トイレの修繕の費用の見積りににつきましては、教育総務課の方で費用を業者、建設課等々に委託して修理費用の算出させて頂いて、その上で、その金額によって総務課、財政部局、場合によっては、町長、副町長、教育長も含めて、協議の方をさせて頂いて、決定の方をさせて頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。今、判断基準と教育総務課長がおっしゃいましたが、するのかしないのかっていう部分の判断じゃなくて、実際にして頂けるという判断でいいんでしょうか、そういう風にとっていいんでしょうか。再々質問です。

教育総務課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再々質問について答弁をさせていただきます。

先ほども申しましたとおりに見積りを取らせて頂きます。ただ、漏水をしてるっていうことも、例えば土の中であつたり、壁の中であつたり、どこで漏れているか分からないということも考えられますので、それによって当然、事業費の方も変わってくると思います。ですので、出来る出来ないっていうのを判断させて頂くという形になろうかと思っております。この場で必ずしますということは、ちょっとお答え出来ないで申し訳ないんですが、この答弁でお許し頂けたらと思っております。

議員（渡邊 美喜子）

実は、去年は白方地区の文化祭に遊戯室を使わせて頂きました。大変広くて、本当にゆっくりと文化祭が出来たかなと本当に地域の皆さんから好評でございました。ただ一つ、やはりトイレということなんですけども、トイレって実は、この「ヤットセイ」盆踊りが先日ございました。その折に幼稚園の園庭を利用したらどんなんっていう意見があった訳でございますが、トイレが駄目だからということで中止になり、今回も第2グラウンドでした訳でございます。そこで、この11月の13日に白方地区の文化祭を予定しております。そんな中で、しっかりと草抜きもさせて頂きますが、トイレ云々は、それまでには無理ですよね。ということで、それまでに間に合わないのは分かっていますが、本通りの分館に今、トイレが建設中ですかね。いつ頃出来るのかなと思ひまして、もし、建設が出来て、その簡易トイレがそこにもう不要になるという部分でありましたら、そのトイレを白方幼稚園の方へ持ち運んで設置することは出来ないのでしょうか。出来るのでしょうか。答弁よろし

くお願い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

今、本通地区の駐車場に置いてあった仮設トイレは、一応、総務課の方が今のところは管理してあったということでございます。それを他のところに持って行って使うとかってということは、考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

渡邊 美喜子 君、ちょっとお待ち下さいね。通告の内容から段々外れた再々再質問に入りつつありますので、気を付けて下さい。

議員（渡邊 美喜子）

再々になると思います。申し訳ありません。今、トイレの移動は出来ないということなんですけども、そしたら、そういう簡易トイレを白方の幼稚園の方に設置は無理なのでしょうか。よろしくお願い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

渡邊議員のご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園の跡に簡易トイレ設置が可能かというのは可能だと思います。そのために幾ら要って費用とかあるので、設置することは可能っていう形だと可能です。ちょっとそういう答弁になりますが、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

分かりました。そしたら、出来るだけトイレの修繕につきましては、早い時期に見積りをして頂いて、判断が出来るように頑張ってもらえればという風に思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして13番、渡邊 美喜子の一般質問を終わります。

有難うございます。

議長（小川 保）

これをもって、13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

これより、休憩をとります。

再開は、13時でお願い致します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和5年9月定例会におきまして、次の2件について質問をさせていただきます。

1件目は、子育て支援金について、2件目は、明徳会図書館についてであります。一問一答方式でお願い致します。

まず、1件目の子育て支援金についてです。先日、建設産業民生常任委員会視察研修のため、熊本県氷川町へ視察に行っていました。氷川町の人口は本町より半分の1万1,010名です。そして、福祉課にて担当されている「すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業」が大変素晴らしく、ぜひ本町でも取り入れてはいかがかと思います。それに伴う質問をさせていただきます。すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業とは赤ちゃんの誕生を祝し、健やかな成長を願うとともに子育てを支援し、少子高齢化社会に対する社会を築き、住民生活の安定を図るものとし、第3子まで年に10万円、第4子、年20万円掛ける3年間、第5子以降、年20万円掛ける5年間と支給されるものでした。詳細を聞くと、こちらの事業費は、子育て支援の中でも児童手当、保育施設費、一時預かり延長保育費に続き、高い優先順位で取り組まれております。そして、こちらの財源元はと聞くと、ふるさと氷川応援基金、いわゆるふるさと納税の税金でした。そこで質問です。

本町でも、このような出産祝い金など支給出来る計画はありますでしょうか。また、支給可能であれば、幾ら位の予算が必要であるか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

藪内議員の町独自の出産祝い金などの計画はあるか、支給可能であれば、どれ位の予算が必要かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、国の事業として令和4年4月以降に妊娠、出産した方に合計10万円を支給する出産子育て応援給付金事業を実施しておりますが、氷川町のような町単独の給付金事業は行っておらず、現在のところ計画しておりません。

また、支給した場合に必要な予算額につきましては、氷川町と同内容で事業を実施した場合で、令和4年度の実績に当てはめて試算致しますと令和4年度の出生数108人に児童手当の支給実績から第3子以降の人数27人を加えますと対象者が135人となり、年間1,350万円となります。

氷川町における令和5年度の予算額が660万円で、出生数は年間50人に満たないと聞いておりますので、氷川町の算出根拠を基に計算しましても本町では毎年約1,500万円必要となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。本町にもたくさんふるさと納税をされていますが、そちらの財源の使用用途はどのようになっているのかお伺いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪内議員のふるさと納税の使用用途についてのご質問に答弁をさせていただきます。
昨年度の本町へのふるさと納税は、件数が14,293件、金額が241,239,000円となっており、4年連続で2億円を超えている状況でございます。今年度につきましても令和5年8月末時点において、件数が4,167件、金額が67,984,000円であり、前年の同時期と比較して件数が約1.18倍、金額が約1.26倍となっています。

ふるさと納税につきましては、寄附者に5つの事業の中から寄附金の使途を選択して頂いております。昨年度における寄附金の使途別件数、金額及び比率の内訳につきましては、1点目の生活・自然環境の整備に関する事業が2,750件で、48,604,000円、比率が20.15%、2点目の保健・福祉を充実する事業が1,276件で、22,482,000円、比率が9.32%、3点目の教育・文化・スポーツに関する事業が2,374件で、41,830,000円、比率が17.34%、4点目の観光・産業の活性化に関する事業が1,297件で、22,330,000円、比率が9.26%、5点目のその他町長が必要と認める事業が6,596件で、105,993,000円、比率が43.94%となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

とても分かりやすく、有難うございました。ということはですね、使用用途の40%以上が、その他に振り分けられており、町長のご判断で使用用途が決まるようですが、現在、本町は子どもの割合が全国平均を下回っているため、子育て世帯の方々が生活しやすいように、今より子育て支援に財源を回すことは出来ませんか、町長へお尋ね致します。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の今より子育て支援に財源を回すことは出来ないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては子育て支援施策のための財源確保について、社会情勢や現状の課題等を勘案して、優先度に応じて限られた予算の中でも最大限の効果が図れるよう努めております。

氷川町のような出生数の増加と子育て世代の定住のための事業も重要とは考えております。しかし、本町では待機児童問題や給食費無償化の検討など、取り組むべき課題も山積しており、まずはそれらの課題解決のための予算確保に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、有難うございます。取り組むべき課題が山積していて、町長も大変かとお察し致します。子育て世代の定住が先か、待機児童者問題が先か、給食無償化が先か。鶏が先か卵が先かの話になるかと思いますが、町長のご判断で、お決めになるのでしたら、これはトータルで考えるべきではないでしょうか。人口減少は、国としても重要な問題だと思います。是非とも町長のご英断で出産祝い金を含め、この分野への資

金の流用を検討お願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

氷川町のふるさと納税の件数は、本町に比べて少ない提供件数でした。しかし、納税額は4倍近くになっています。氷川町も、ふるさと納税にはとても力を入れていてPRしているとのことでした。本町でも大変すばらしい特産物が返礼品とされており、他の自治体に勝るとも劣らないものだと思っています。本町で一丸となってPRに取り組むことは出来ないのか、お伺いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪内議員の本町で一丸となってPRに取り組むことは出来ないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町には多度津ならではの素晴らしい返礼品があると考えております。現在、本町では複数のポータルサイトへの返礼品の掲載、町公式Facebook及びX等のSNSを通じた新規返礼品の紹介、ウェブ広告を利用した返礼品の掲載等、様々な媒体を活用し情報発信を行っております。

また、返礼品取扱事業者との連携も本町のPRを行っていく上で重要であると考えております。現在、本町では地元で眠っている魅力的な特産品を発掘するため、ふるさと納税担当職員が直接事業者を訪問し、返礼品のラインナップの拡大を図っております。こうした事業者への働きかけの中で意見交換を行うことが行政と事業者の一体感を生み出し、本町を応援する機運の醸成にも繋がっていると考えておりますので、積極的な事業者への訪問を継続してまいります。

次に今後の取組につきましては、包括連携協定を結んだ企業の職員を対象に、ふるさと納税の出前講座を開催することを予定しております。その講座では制度の説明だけでなく返礼品をより具体的にイメージ出来るようにチラシやパンフレットを持参し、PRを行いたいと考えております。

また、他にも各課において町外に向けて発送する郵便物にふるさと納税のチラシを同封する等、各課で連携して取り組める効果的なPR方法を研究し、ふるさと納税の推進を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。すぐに結果が出るものではないと思います。地道な活動になると思います。少しずつでも財源を確保すること。財源の無駄遣いをしないこと。使用用途を明確にし、町民の方々が住みたいと思える町、若者が定着出来るよう、そのためには、子育て支援としての何らかの応援を多度津ブランドとしてなるよう願います。

次に、2件目の明徳会図書館についてです。今年の夏は、とりわけ気温も高く、真夏日が続いていました。子どもたちの夏休み期間も猛暑日が続き、また、電気料金やガソリンの価格高騰の影響で、子育て世帯の方からも遠出を控え、県内周辺の施設で楽しめるところが欲しいとの声もありました。子育て世帯の方々にお話をお伺

いすると町内で子どもと行くところが少なく、図書館に行き、借りる本を選ぶことが楽しみです。また、まだまだ新型コロナの感染症が終息していないので、館内での長時間滞在を控えて、絵本などを借りて家で読むことが多いですなどの意見がありました。

そこで、図書館に関する質問を3点致します。現在、明徳会図書館の貸出し冊数が5冊だと聞きました。意見を頂いた方から丸亀市や善通寺市では10冊まで借りることが出来るのに、多度津町では5冊までしか貸出しすることが出来ないと言いました。なぜ、本町では5冊までしか貸出しすることが出来ないのでしょうか。また、今後改善することは出来ないのか、お伺いします。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪内議員の貸出し冊数の上限についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町立明徳会図書館の貸出し冊数については、多度津町立明徳会図書館条例施行規則第21条で定められております。条文は、資料の貸出しは、同時に図書にあっては5冊以内、その他の資料にあっては2点以内とする。ただし、館長の承認を得たものについては、この限りでない。となっています。

周辺市町の状況でございますが、丸亀市立図書館の上限は10冊、善通寺市立図書館の上限は10冊、まんのう町立図書館の上限も10冊となっています。

なお、図書の貸出し期間は、多度津町、丸亀市、善通寺市、まんのう町ともほぼ2週間となっています。町立明徳会図書館の指定管理者である公益財団法人多度津町文化体育振興事業団に確認したところ、本町の図書館の蔵書の現状は、本の数が近隣図書館と比較して少なく、同じ本を複数保有している場合も少ないため、1人の方に一度に多くの本の貸出しを許可すると新刊などの回転率が悪くなり、読みたい図書の予約をされている方に貸出し出来るまでの期間が長くなってしまふなどの懸念があるとのことでした。貸出し冊数の上限を変更することは、前述の条例施行規則を改正することで対応出来ると思いますが、新刊などの人気図書を一度に貸出しをしてしまうと、その本を希望されている方に不便をかけることにもなりますので、改正を検討することになった際には、そのようなことも含めて対応出来るように検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。図書館は、多世代の方々の憩いの場となるべき施設です。その場で本を読み、さらに家に持ち帰って家庭内で楽しむ時間を提供することも大切な役割です。現状の図書館の大きさでは、蔵書出来る数にも限りがあることは理解出来ます。しかし、多くの住民に本に親しんでもらい、また、小さな子どもとその家族が家庭内での読み聞かせなどを通じて触れ合える時間を提供するサービスの構築も必要だと思います。貸出し冊数を増加させると同時に住民の利便性を高める工夫を検討して欲しいと思います。

次に参ります。2点目は、図書館の建て替えについてです。先日、私も図書館を視察してまいりました。その際に利用している方からも近隣の市町の図書館と比べて建物が小さくて暗く、また、自動車で行く場合、駐車スペースや進入道路の幅が狭いなどと多くの声を聞きます。今後の図書館の建て替えや計画について、町長にお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の図書館の建替えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先の6月定例会の藪議員の一般質問への答弁と同様の回答になりますが、本町の明徳会図書館を含む社会教育施設や児童館等の福祉施設などの公共施設の老朽化が進んでおります。このため、図書館単体での建て替えではなく、図書館、児童館、公民館などの複合的な施設の建設が必要とされているのではないかと考えております。建て替え場所は、文教地区として旧庁舎又は旧福祉センターの跡地が候補地として想定されます。しかし、町財政の状況を鑑みたとき、建設時期は未定であるため、社会教育施設の長寿命化計画を作成し、計画的に補修、保全を実施することになると考えております。

また、国の制度改正や有利な補助金等の情報があれば、その時期を逸さないように迅速に対応し、議会の皆さんと協議を行いたいとも考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。旧庁舎、旧福祉センター及び旧中央公民館は、日々劣化しています。住民の安心と安全を担保するためにも早期の撤去が必要です。その跡地利用については、住民の方々は強い関心を持っています。同施設の早期の撤去及びその利用方法について、概要でも早期に提示してもらいたいと要望しておきます。

次に3点目は、図書館内の学習スペースの充実についてです。県内の図書館を視察して思ったのですが、利用している子どもたちも楽しみに図書館に来るので、施設がきれいでも明るく、広々と開放的な方がもっと図書館に来る楽しみもあると思います。また、館内に学習スペースやインターネット回線のある個室などが充実すれば、中学生や高校生はもちろん、大人の方もテレワークなどに利用しやすく、学習への関心が高まるように思います。現在の学習スペースはどのように活用されているのか。また、今後の改修計画などがあれば、お伺いします。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪内議員の学習スペースの充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町で一般の方が自由に学習スペースとして利用出来る施設は、明徳会図書館及び各地区公民館の図書室です。同図書館の夏休み期間中の学習スペース稼働率は、7～8割程度となっております。学習スペースには8台の机があり、1台につき2席での利用で16人の方が利用出来るようにしております。なお、新型コロナウイルス感染症の

流行前は1台につき4席の利用としておりました。

同図書館の現状の学習スペースにおける利用者ニーズでは、利用座席数の不足はないと考えておりますが、今後の同図書館の建て替え等を検討する際には、同図書館のみならず、各地区公民館の図書室の稼働率の調査を行い、年代を問わずに利用でき、多世代交流にも繋がるような施設となるように議会や住民の方々からのご意見を傾聴したいと考えています。

また、インターネット環境の整ったコワーキングスペースや仕切りを付けた個別学習スペースの設置などの学習スペースの充実についても今後の課題であると認識しております。

さらに、同図書館内は曇天時には室内が暗いとの意見があります。図書コーナーにつきましては、照明の位置や本棚の高さなどで不便をおかけする場合がありますが、学習スペースについては、児童生徒や社会人の方々が活用していることから健康面も考慮し、照度の調査等を行い、最も効果的な改善方法について検討を進めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。町の図書館は狭い、暗いとの意見をよく耳にします。

現状での学習スペースを増設することは難しいと思いますし、今後の建て替え計画があるのであれば、多額の工事費を計上することが難しいことは理解出来ます。

しかし、照明の問題については、現在、40Wの蛍光灯がほとんどで、LEDは1箇所のみでした。今後調査し、早期に対応出来るのではないかと考えます。子育て世帯はもちろん、学生も多く町の民が一刻も早い施設の改修、または移転・利便性を求めていますので、早急な対応を検討お願い致します。

以上で4番、藪内 真由美の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。一般質問させていただきます。

1つ地籍調査について、2つ公共施設トイレの洋式化について、3つ目、中学生の国際交流事業について一問一答方式でお願い致します。

まず最初に地籍調査について質問します。

今年度、地籍係の担当者も一新し、慣れない中で今年度計画している地区の調査を進めていると思いますが、次の5点について質問します。

昨年度までの進捗状況をお聞きします。調査は何年間の実施で、年間の平均委託料と平均調査面積はいくらになり、進捗率はいくらかでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の地籍調査の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。
本町における地籍調査は、平成21年度の調査開始から令和4年度まで14年間実施しており、現在15年目となっております。

この間の委託料の年平均は3,221万円、調査面積の年平均は0.85平方キロメートルでございます。

進捗率につきましては、本町の調査対象面積24.39平方キロメートルに対し、令和4年度末時点において調査実施済み面積11.88平方キロメートルであり、現在の進捗率は48.7%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。今の計画ペースで残りの調査が完了するのは、何年計画なのでしょう。お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の調査完了までに要する期間についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の地籍調査は令和4年度末において、豊原地区、四箇地区、東白方の一部が完了しており、現在、多度津地区の調査を実施しているところです。

現在の計画におきましては、多度津地区の次に白方地区、最後に島嶼部を調査予定とし、令和15年度に本町全体の調査が完了する予定となっております。本年度も含めて残り11年の計画となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁で再質問させていただきます。進捗率が、この14年間で約49%ということなんですが、残り11年で完了出来るのでしょうか、お伺いしたいと思います。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。本町の地籍調査は14年間全体の調査面積の平均は0.85平方キロメートルでございますが、初期の頃よりも近年の方が調査面積が大きくなっております。令和4年度の調査済み面積は、1.26平方キロメートルで、本年、令和5年度に予定しております調査面積は1.36平方キロメートルであります。これらの面積は、残りの面積12.51平方キロメートルを残りの期間の11年で割った1年当たりの面積である1.14平方キロメートルを上回るものでございます。このような進捗を今後も継続することで、計画どおり進めることが出来ると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次3つ目です。田畑や白方地区の山林部が残っているようですが、所有者の高齢化や不在が進み境界の立会が今後ますます難しくなるので急がれていると思いますが、近隣の三豊市、善通寺市、まんのう町は、地籍調査がほぼ完了していると伺っております。香川県全体の進捗率はいくらでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の県全体の進捗率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地籍調査は県内8市9町全ての市町で実施されておりますが、県内全体の調査対象面積1,788平方キロメートルに対し、調査実施済み面積1,527平方キロメートルとなっており、現在の進捗率は85.4%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

先程の質問で、多度津町は48.7%しか進んでいないという事ですが、どのようなお考えでこの事業を実施されていますか。お伺いしたいと思います。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の事業の実施に対する考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における地籍調査は、これまで地籍推進室の設置による体制強化や国の補正予算の活用による事業量の拡大等、出来るだけ早く調査完了するように取り組んでまいりました。

しかしながら、県内では昭和27年度に調査開始した市町もある中、本町の調査開始の平成21年度というのは県内で3番目に遅い時期であったことから、県内における進捗率も低い状態になっていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁で再質問をさせていただきます。県内の早いところでは、昭和27年に調査を開始した。しかし、多度津町の調査開始は平成21年度ということで、約60年、57年ぐらい遅いんですが、調査開始が県内で3番目に遅くなった理由は、なぜなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町の地籍調査の開始が県内で遅かった理由についてとのことですが、本町におきましては、昭和の時代から海岸埋立て事業や下水道事業等を優先して行ってきておったところ、平成7年の阪神淡路大震災、また平成16年の新潟県中越地震など大型地震の発生によって地籍調査の重要性が再認識されたことから、事業を開始したという風に聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次5つ目です。地籍調査は土地のトラブル防止、土地取引の円滑化、課税等の適正化、また公共事業の円滑化、災害時の復旧に役に立つ等、土地所有者や町にとって非常にメリットのある事業だと思います。そのため、調査委託費については、ほとんど町の持ち出しがない国の推進事業とお伺いしていますが、委託費を倍増して、例えば2班体制等により、今後、数年以内に完了させるべきではないでしょうか。考えをお伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の地籍調査の早期完了についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地籍調査は単に土地の境界を明確にするだけでなく、議員のおっしゃるとおり、土地所有者と行政双方にメリットが多い事業であることから、出来るだけ早く調査を完了することが望ましいと考えております。

早期完了のためには事業量を増加していく必要がありますが、事業量の増加に伴い多額の事業費が必要になってまいりますので、これに対して国及び県の負担金も同様に増額した上で活用することが不可欠となってまいります。

このため、今後の早期完了に向けて人員体制や業務委託内容の見直し等の事務改善を図るとともに、国及び県と事業量増加に伴う財源の確保に向けて協議してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

早急に地籍調査の方を進めて頂きたいと考えております。よろしくお願い致します。

次、2つ目です。公共施設トイレの洋式化について質問をしたいと思います。

香川県の池田知事は、昨年9月の知事就任時のご挨拶で県内の全ての町においてトイレの洋式化や町の美化に取り組み「香川県はまちがきれいで快適だと思って頂ける県にしていきたいと思っています。」と述べられました。桃陵公園のトイレも多度津町民の方が知事に現状をお話し、洋式化されるとお聞きしています。

新庁舎のトイレも利用者からは快適との声を聞きますし、掃除をして頂いている清掃業者の方からも掃除がしやすくなったとの声をお聞きします。

そこで、次の5点について質問します。

1つ目です。多度津町管理の施設のトイレの数、そのうち洋式トイレの数はいくらかなのでしょう。洋式化の割合についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の町管理施設のトイレの数と洋式トイレの数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

各課が管理する施設におけるトイレにつきまして、総務課で取りまとめた結果、町管理施設にトイレは513基あり、そのうち369基が洋式トイレとなっております。洋式化率は約72%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。特に高齢者の方が使われる施設と洋式トイレの割合についてお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

兼若議員の特に高齢者が使用する施設と洋式トイレの割合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設のうち、特に高齢者が利用している施設は生活支援ハウス（ほのぼの荘）と介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）、老人健康施設（湯楽里）であります。これらの施設のトイレは、全て洋式トイレであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

高齢者が使われる施設が全て洋式化されているということで安心を致しました。次、3つ目です。地元住民が中心に使用されている中央公民館（本通分館）豊原公民館、四箇公民館、白方公民館の洋式トイレの割合について、お伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の地元住民が中心に使用される豊原公民館、四箇公民館、白方公民館の洋式トイレの割合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

住民の生活様式の変化や高齢化などの影響により各地区公民館のみならず、町内社会教育施設におけるトイレの洋式化への要望を受ける機会が増えてきております。

本町教育委員会が所管し、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団が指定管理者となっている町民会館、資料館、図書館、公民館、スポーツセンター、温水プールの個室トイレの洋式化率は町民会館が33%、資料館が33%、図書館が75%、公民館が42%、スポーツセンターが80%、温水プールが55%となっております。そのうち、各地区公民館別の洋式化率は、中央公民館（本通分館）は100%、豊原農村婦人の家は40%、白方地区公民館は33%、四箇地区公民館は33%でございます。

個数では、全体の個室トイレ数は89箇所、うち洋式が50箇所、和式が39箇所でございます。

なお、今年度に洋式化した施設は、町民会館の男性用・女性用各1箇所と資料館の女性用1箇所でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

まだトイレの洋式化が出来ていない施設からのトイレの洋式化の要望、また、予算要求は上がってこないのでしょうか。お伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員のトイレの洋式化の要望、予算要求の有無についてのご質問のうち、生涯学習課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

本町における社会教育施設の指定管理者である公益財団法人多度津町文化体育振興事業団によると各家庭での生活様式の変化により児童・生徒の家庭においては、洋式トイレの設置割合が高く、和式トイレでは不便である。また、高齢者や肢体が不自由な方にとっては洋式トイレの方が使いやすいとの意見があったとのことでした。このため、多世代の様々な状況にある方々に不便なく快適に施設を利用して頂くために、計画的にトイレの洋式化を図っていきたいと考えております。

なお、来年度にトイレの洋式化を行う施設につきましては、同事業団と協議してい

るところでございます。

また、既存施設のトイレを洋式化するにあたっては、個室部分の十分な面積確保や温水洗浄便座に接続するコンセントの設置及びその電力量の確保のための配線工事などが必要となる場合があり、洋式化が困難な施設もございますが、改善方法を継続して研究していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。公民館のトイレを洋式化するには色々と条件等はあると思いますが、予算は大体どれほど必要なのでしょうか。お伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の公民館のトイレを洋式化するには、予算はどれほど必要かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

トイレの洋式化をするにあたり、検討しなければならない条件は、既存個室トイレの面積及びトイレ内の段差、温水洗浄便座に接続するコンセントの設置及びその電力量の確保のための配線工事などが考えられます。

このため、1件当たりの予算額を明確にすることは出来ませんが、概ね30万円から50万円程度になると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

やはり地元住民が使用される公民館というのは、高齢者の方がよく利用されておりますので、是非とも公民館のトイレについても洋式化を進めて頂くように要望したいと思います。

次、小・中学生の国際交流事業について質問させていただきます。

2010年、平成22年8月の第13回多度津町小・中学生普陀区への翼をもって中断したままの状態であります。小学生においては外国語の授業も始まり、英語圏への国際交流を開催し、異なる文化を体験することは人間形成の上でも大変重要なことだと思います。

そこで次の3点についてお伺い致します。

1つ目です。平成23年以降、国際交流事業を中断されたのは何故でしょうか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の平成23年以降、国際交流事業を中断されたのは何故かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、平成7年から平成22年まで中国上海市普陀区と国際交流事業を実施しており、本町の小・中学生等が「普陀区への翼」として中国を訪問したり、普陀区の小・中学生等が本町を訪問したりする等、交流活動を実施しておりましたが、平成22年を最後に中断することとなりました。中断に至った経緯と致しましては、当時、国内で新型インフルエンザが流行していたこと、また、東日本大震災や尖閣諸

島国有化をめぐり日中両政府の関係が悪化したため、安全面等を考慮した結果、中断することとなりました。

また、平成13年11月19日に締結致しました普陀区との友好都市提携に関する協定書の中で、10年後に本協定を存続させる意思があることをお互いに確認しあうものとする。となっておりましたが、この協定につきましては、前町長と普陀区の関係者との個人的な強い繋がりから始まり交流を行っていたもので、前町長に交流活動の継続をお願いしても普陀区の関係者も要職から退かれていたため、意思確認することが出来ず、友好都市提携に関する協定は自然消滅となり、平成23年以降は、普陀区との交流事業を再開することは出来ませんでした。

その後も新型インフルエンザ等の感染症の流行や国際テロ事件等が多く発生する等、国際情勢が不安定であったため、安全面を考慮して海外へ行き来する大がかりな国際交流事業は、新たに行うことは出来ませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

平成31年3月議会で一般質問をさせて頂いた時、前教育長から町国際交流協会等の関係団体と協議を行い、再開に向けた情報収集や協議を行います。と明確なご答弁を頂いておりますが、その結果についてお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の国際交流事業の再開に向けた取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、英語圏への国際交流事業の再開に向けた取組は、その間のコロナ禍や行政間の国際交流に関する動きもなかったことから進んでいない状況です。

現地に赴いての交流事業につきましては、行政間で信頼関係を築くことにより現地での安全を確実に担保した上で実施するべきであると考えております。

児童・生徒にとって異なる文化との多様な交流を図ることは広い視野を持ち、自らが国際社会の一員であることを自覚出来るなど、子どもたちにとっては貴重な学びの場となると考えられます。

今後、交流の方法については、インターネットを通したオンラインで交流する方法なども考えられることから、現地に赴いての交流も含めて実施の方法について検討を重ねてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、ご答弁頂きましたが、再質問させていただきます。

前教育長からは、町国際交流協会等の関係団体と協議を行い、再開に向けた事情聴取や協議を行いますという風に平成31年度3月議会では、ご答弁頂いたんですが、何らかの協議というのは、されたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

具体的な協議があったかについては、ちょっと承知はしておりません。今現状では進んでいない状況であるというのが正直なところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

臆測で物を言うのは大変失礼なんですけど、多分、何もされてないという認識ですね。はい、分かりました。

もう一つ、その前の答弁で再質問させていただきたいと思いますが、当面の交流っていうのは、ご答弁頂いたようにインターネット通したオンラインで交流する方法っていうのも一つの方法だと思いますが、やはり実際に会って接して交流するっていうのが非常に大事な方法だと思いますが、その考えについてどういう風にお考えでしょうか。ご答弁をよろしくお願いします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

現地へ赴いての交流活動、非常に私は価値があるとは思っております。まず私正直なところをお話をさせて頂く訳ですけれども、私自身、かつて交流事業で中学生を引率したことがありました。確かに、その後のことは追いかけていないんですが、現地の様子を見ると訪問した国のインフラに感動したり、それから学校へ赴いて同じ世代の子どもたちと交流して仲よくなったり、異文化に触れるということ。それから思い出しますのは、やっぱりそうした中で、やはり日本の安全・安心な国であるというか、それは民主主義であることとか、食べ物のおいしさとか、それから印象に残りますのが、海外に行った時に企業の海外での活躍ぶりを見て日本の企業って凄いなっていう感想を抱いたということがあって、やっぱり現地へいくと素晴らしいなという風に思いました。ただ、それもかなり以前のことでありまして、先ほどインターネットを通してということもあるんですが、最近そういう事業もありますので、その辺りを私も確認をしました。なかなか語学力が必要であるということもありますし、色んな課題はあるんですけども、片一方で今、バーチャルなオンラインでの通信状況というのが異次元的に進化しておりまして、今後、本当にどうなっていくのかって辺りを見ていく必要があると思います。時代の変遷とともに新しい価値観の中で、考えていく必要はあるのかなという風に思っています。それから学校に務めていた者として感じられるのは、一部の子どもでいいのかなということと、それから時代が変わって来て、かつてのようにザックリとまず子どもたちに海外に体験をとということの狙いでいいのか。費用対効果のこともあるので、どんな狙いを持って、どんな層の子どもをどうしていくのかというあたりも多分、議論していく必要があると思います。他市町で再開してる中でも、かつては違ったやり方で

やっているとこのも聞き及んだりしておりますので、そういった辺りも研究をしていく必要があるという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。多度津町国際交流協会の組織について、設立目的、活動の目的、主な国際交流事業はどのようなものがあるのでしょうか。お伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の多度津町国際交流協会の組織についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町国際交流協会は、平成6年2月14日に町民の国際交流についての理解と関心を高め、諸外国との幅広い交流活動を推進することを目的に設立致しました。

また、平成25年4月1日には公益財団法人として認可され、国際交流に関する事業を行うことにより、町民の国際交流についての理解と関心を高め、世界の人々と幅広い交流活動を図ることにより、もって町民の福祉の向上、公益の増進に寄与することを目的とする公益財団法人として活動することとなりました。

平成25年当時ですけれども、当時の教育委員会の職員間で小・中学校の海外との交流について協議も行っておりました、ニュージーランドということで、予算とかそういう見積りとかをして頂いたんですけれども。教育委員会の方でしたんですけれども費用が高額であったことと、あと、行政間の交流がないことから子どもたちの安全について、ちょっと不安があるということで、協議の方はそこで止まってしまいました。それでまた国際交流協会の方に戻りますが、現在、協会が実施する国際交流事業につきましては、国際交流や多文化共生などの本町の国際化の推進に寄与する事業を行うボランティア団体への支援及び多文化共生の推進・啓発があります。

ボランティア団体への支援につきましては、町内のボランティア団体である「たどつ日本語交流の会（通称：たにこ）」が町内にお住まいの外国人の方に日本語教室を実施しており、その活動に対して支援を実施しております。また、多文化共生の推進・啓発につきましては、外国の文化や習慣、国際情勢等の理解を深めることを目的として国際的に活躍されている方を講師として呼び出し、講演会を開催しております。平成27年度には、県国際交流員のハナコ・マーガレット・スズキさんにアメリカの生活習慣や日本との文化の違いについて講演頂き、平成28年度にはNPO法人香川国際ボランティアセンター会長で、元西日本放送アナウンサーの蓮井孝夫さんにラオスでのボランティア活動について講演して頂きました。平成29年度には愛媛県国際交流協会、外国人生活相談室長の大森典子さんに外国人の方の生活相談で驚いたことやスリランカで生活されていた時のエピソード等を講演して頂きました。平成30年度には、青年海外協力隊としてサモアの小学校で、子ども達に教えた体験をもとにサモアの文化や生活、人々の様子について講演して頂きました。令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、開催出来ておりませんが、

今後は感染状況を鑑み、再開について検討していきたいと考えております。以上、
答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

多度津町は外国から働きに来られている方も大変多く、国際交流協会の担う役割っていうのも大変重要だと思います。ただ、やはり若い人が外国へ行って、そういう視察をする、体験をするということもやはり非常に重要なことだと思っております。多度津中学校は今、制服を変える等で色々協議をされて、非常に今の校長先生、前向きな考えを持たれている方だと思いますので、また、そういった英語圏への国際交流も含めて、今後、多度津中学生が色んなことを勉強する機会を与えて上げて欲しいと思います。

以上で6番、兼若 幸一の一般質問を終わりたいと思います。

有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩と致します。

14時30分まで。議場内の時計で、14時30分までと致します。

休憩 午後 2 時11分

再開 午後 2 時30分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子でございます。

2023年9月議会の一般質問をさせていただきます。

質問は全部で3つで、1つ、奨学金制度について、2つ目、瀬戸内国際芸術祭について、3つ目、不登校についてです。一問一答方式でよろしくお願ひします。

まず初めに、1問目は6月議会で時間がなくなったために質問出来ませんでした奨学金制度について質問をさせていただきます。

現在の多度津町の奨学金制度について、どのようなものがあるかを説明をお願いします。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の現在の奨学金制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

奨学金制度については、国や地方自治体、民間の育英団体が実施している制度など様々な種類がありますが、本町の奨学金制度としては返還を要さない、いわゆる給

付型の「第1種奨学金」と無利息で貸与する「第2種奨学金」があります。制度内容として、第1種奨学金は高等学校及び高等専門学校第1学年から第3学年に進学又は在学する生徒を対象に月額9,900円を給付します。また、第2種奨学金は、大学及び専修学校に進学又は在学する学生に月額36,000円を、高等専門学校のうち第1種奨学金を受給している第4学年から第5学年までの生徒に月額12,000円を貸与します。募集期間は毎年2月中としており、広報及びホームページにて周知案内を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

給付型の奨学金と貸与型の奨学金2種類あることが分かりました。奨学金条例の方を見ますと条件の一つとして、再質問です。多度津町に住居しているものという風にあります。これは、住民票が多度津町にあるというのか、実際、家族や多度津町に本人がいるというのが多分条件だと思うんですけども、県外などに進学する場合だとか、多度津町に住んで生活してなければもらえないものなのかっていうのを教えて頂きたいと思います。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

申請の時は住所はこちらにあることは必須であります。当然、大学生になって県外に出る場合もあります。その方も対象としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

よく分かりました。そしたら次の質問に行きたいんですけども2つ目です。

この2月締切りで応募があった方の人数と採用人数を教えてください。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員のこの2月締め切りで応募があった方の人数と採用人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年2月に実施しました令和5年度多度津町奨学生の募集におきまして、第1種奨学生につきましては、定員5名に対しまして3名の応募が、第2種奨学生につきましては、定員4名に対して1名の応募がありました。書類審査及び面接による選考の結果、第1種と第2種の全ての応募者合計4名が、令和5年度多度津町奨学生として決定されました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

定員割れしておりますが、マックスでないことが分かりました。コロナ禍があったりして、より奨学金制度の種類っていうのも在り方っていうのも変化していつているので、多度津町の奨学金条例というのを見ましたら昭和61年に制定されてまして、附則も令和元年ということで、また今回見直しをしてもらえると有難いなと思います。

それを踏まえまして、3つ目、現在とても多くの種類の魅力的な奨学金が世の中にはたくさんあります。現時点で、多度津町でも考えていらっしゃる新しい奨学金制度の構想などがありましたら教えて下さい。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の現時点で考えている新しい奨学金制度の構想についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町においては新しい奨学金制度として、奨学金の返還猶予または返還額を一部免除することが出来る制度について検討しております。

ただし、従来の奨学金制度のもとで実施するには、現在返還中及びこれまでに返還を終えた元奨学生との公平性が損なわれるなど多くの課題や問題点があり、貸与を決定する選考基準に更なる条件を付すなど従来とは別の制度を設ける必要性についても考えております。引き続き、昨今の社会情勢等を鑑みつつ、町独自の奨学金制度の在り方について考えてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問をお願いします。先ほど新しい奨学金の構想として猶予を持たせるだとか一部免除ということをお聞きしましたが、一部免除になったり猶予をしてくれるという場合は、どういう条件なのか、今、具体的にありましたら教えて下さい。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

猶予なり返済一部免除の条件についてなんですが、香川県の奨学金支援制度っていうのもあるんですが、そういった形の中では、例えば、卒業後、何年間は町内に住んで頂くとか、何年間は町内企業で就職して頂くということをした場合に返還を猶予したり、住んでいる期間については一定額の返済を免除するというような制度があります。ですので、そういった縛りをつけるのかそういったことを条件にするというのも一つの考え方かと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

もう1点の再質問をさせていただきます。

返還を今、怠っている何らかの事情で出来ない方もいらっしゃると思うんですけどもその方に対する対応を教えてください。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今現在、奨学金の返還をして頂いている方、ちょっと記憶では15名程度いらっしゃったかなと思うんですけど、やっぱり何らかの理由で返済が遅れる方は当然いらっしゃいます。ただ、ずっと返済していないという方は、確か数えるというかあんまりなかったように記憶してます。ただ、年に一遍、納付書等々を送らせて頂くんですが、その時に遅れている方については、あなたの現在返還して頂いている額は

これだけです。最後の納入はいつでした。これだけ遅れてますよっていうような勧告書の方をお送りして、出来る限り早めに納付を頂くような形で通知の方をさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

返還がちょっと滞ってらっしゃる方があんまりいないということで、いらっしゃるんだなとは思いますが、年に1度の納付書、そういうことなんだな。でも払えないって言ってコミュニケーションを取るだとかそういうことっていうのは、ありますでしょうか。再質問です。済みません。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、電話をかけたとか、そういったところまでの勧告の方は正直行っておりません。今後もずっと遅れるようなことになれば、奨学金っていうのは奨学基金の中で運用されているものですので、その基金が、あなたが返さないことには基金がなくなってその次の奨学生を奨学することが出来ないということもご理解頂いた上で、奨学金返還の方を求めるようにさせていただきますと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

これは意見なんですけれども、先ほどの答弁の中に奨学金を払い終えられた方との公平性を考えてっていうのもありまして、返還を終えた方というのは払っている最中とても生活も大変で、色々駆使したりして大変なことをだっただろうというのは理解出来るんですけれども、やはり時代の流れだとか変化に沿って、今の時代を生きている家族だとか学生さんの方に目を向けて頂きたいなというのが希望でもあります。

次に2番目の瀬戸内芸術祭についてお聞きします。

1点目、まずは予算についてお聞きします。

2022年に行われました高見島の瀬戸芸について、2020年から2022年度の1年ごとの予算とその内訳を教えてください。どれ位の金額がどのようなところで使われて瀬戸芸が成り立っているのかっていうのを知りたいです。特に、瀬戸芸の実行事務局の方にはどのくらい支払っているのかっていうのを知りたいです。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の2020年度から2022年度の高見島の瀬戸内国際芸術祭に関する予算及び内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず前提と致しまして、瀬戸芸は県が中心となり組織されている瀬戸内国際芸術祭実行委員会があり、各市町、福武財団、その他関連団体などにより構成されております。

なお、本町においては、町と瀬戸内国際芸術祭多度津町実行委員会の2つの組織で

瀬戸芸の運営に携わっております。

まず、町の予算についてですが、県実行委員会への負担金に加え、町実行委員会への負担金、さらに会期中のみ運行する本島、高見島、粟島の3島を結ぶ臨時航路を運営する船会社への負担金を支出しております。

このうち、県実行委員会への負担金については、瀬戸芸の会場となっている構成市町に対し、毎年度請求されるものです。

2020年度は105万円、2021年度は341万円、2022年度は通常分342万円に加えて、コロナ対策分として131万5千円、合計473万5千円を支出しております。

次に町実行委員会への負担金については、開催年度に向けての環境整備を行うため、2021年度に48万円支出しております。そして開催年度である2022年度にはコロナ対策分を含め900万円を支出しております。

また、臨時航路の運営負担金については、2022年度に39万3,550円を支出しております。

従いまして、3ヶ年の支出合計は19,068,550円となっております。

続きまして、町実行委員会の予算についてですが、先ほどご説明させていただきました町からの負担金により運営されています。

開催年度以外の年度の支出の内訳は、主に環境整備のための消耗品、島への渡航のための船舶運賃、パンフレット等の印刷製本費となっており、支出額は毎年度約80万円です。

開催年度である2022年度の支出の内訳は、案内所の運営スタッフ、警備員、プレハブ設置費用等の委託費が約450万円、事務用品、スタッフTシャツ等消耗品費として約90万円、老朽化しておりました高見待合所の修繕等に約75万円、スタッフの乗船料及びチャーター船借上料として約55万円、京都精華大学への助成金が40万円、その他シャトルバス燃料費やパンフレット、マップ等の印刷製本費などで、支出合計は約780万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

県の瀬戸芸の実行委員会に対するところと、あと町の実行委員会、そして船の会社に3つのところの負担金が3ヶ年でトータルで2,000万弱かかっているということを知りました。とても国際芸術祭なので、そういう国際規模になるととてもお金が掛かるのかなあと思いつつも、とても大きな額を負担されているなという実感もありました。

次の2点目なんですけれども、次に来客者数と経済効果についてお聞きします。瀬戸芸は、2013年から高見島が参加していると記憶しています。出来れば2013年度の時から比較対照をしたいので、初回の会からの2013年からの来客者数と、どの位の黒字、赤字決済なのかを教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の瀬戸内国際芸術祭の来場者数と経済効果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、来場者数についてですが、瀬戸芸2013は全体の来場者数が107万368人、うち高見島への来場者数が24,371人でした。

続きまして、瀬戸芸2016は全体の来場者数が104万50人、うち高見島への来場者数が21,028人でした。

続きまして瀬戸芸2019は全体の来場者数が117万8,484人、うち高見島への来場者数が25,198人でした。

昨年度に開催した瀬戸芸2022は全体の来場者数が72万3,316人、うち高見島及び多度津町本通への来場者数が21,596人でした。

経済効果につきましては、県実行委員会が発表している総括報告書によりますと瀬戸芸全体で瀬戸芸2013が約132億円、瀬戸芸2016が約139億円、瀬戸芸2019が約180億円、瀬戸芸2022が約103億円となっております。以上のように来場者数及び経済効果は増加傾向にありましたが、瀬戸芸2022においては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少となりました。しかしながら、本町における来場者数は瀬戸芸全体の会場の中では、減少率は最も低いものとなっております。

また、町実行委員会の収支決算につきましては、瀬戸芸2013では12万9,851円、瀬戸芸2016では157万5,458円、瀬戸芸2019では118万7,554円、瀬戸芸2022では229万8,508円の黒字決算となり、それぞれ全額を次年度へ繰り越しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

回を重ねるごとに、多くの方が来場して頂くこととなったのはよく分かりました。瀬戸芸もコロナですごく大打撃を受けたんだなという実感もありました。そんな中で、多度津町として瀬戸芸に参加したことで、どのような効果があったと考えていますか。また、どのような効果を期待されての参加でしょうか教えてください。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の瀬戸内国際芸術祭に参加したことによる効果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸芸に参加した効果としましては様々なものが考えられますが、大きくは3点が挙げられます。

まず1点目に、本町の知名度の向上でございます。

瀬戸芸は国内はもちろん、海外からの注目度が極めて高いイベントでございます。残念ながら瀬戸芸2022では新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限のため、インバウンドの来場がほぼ見込めませんでした。過去の瀬戸芸では本町にも多くの外国人来場者が訪れております。

また、来場者のうち県内在住者の割合も高く、2022の来場者アンケートにおいて

は、全体のおよそ3割が県内在住者との結果が出ております。先ほど申し上げましたとおり、瀬戸芸2022の来場者は、ほぼ国内からの観光客でございましたので、国内からの来場者のうち約3割が県内からの来場者であったと考えられます。瀬戸芸が、普段、香川県で暮らしている人々にとって、当たり前そこにあるけれどなかなか行く機会がない本町や島を訪れるきっかけとなっているのではないかと推察致します。瀬戸芸がきっかけで、本町や島への関心が高まっていると考えられます。観光や移住、関係人口の創出など様々な観点において、本町を知ってもらうことがまず第一歩であると考えております。この点に関して、瀬戸芸に参加したことは大きな意義があったと考えております。

2点目に、島民の皆様から「瀬戸芸で元気をもらっている」というご意見を頂戴したことが挙げられます。本町の離島は高齢化率が極めて高く、普段はとても静かな島でございます。3年に1度開催される瀬戸芸で多くの来場者の方々にお越し頂くことで島に活気が生まれ、島民の方々の笑顔が見られました。

最後に、3点目と致しましては、昨年度に開催された瀬戸芸2022では、陸地部側での作品等の展示が実現したことにより、本通地区へ人を呼び込めた点が挙げられます。瀬戸芸は原則として離島での展開となっておりますが、瀬戸芸2022では本町以外にも陸地部側で作品を展開した会場がいくつかございました。

本通地区に作品が展開されることで、来場者の方々が実際に本通地区を歩き、町並みとその歴史を感じて頂けたことは、有意義であったと考えております。

今後も県実行委員会と連携し、瀬戸芸が開催されることで高見島を始め、町内への誘客を促し、町の活性化と知名度向上が図られることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

多度津町の知名度の向上と、あとは島の住民の方々、今は約17名、20名弱とお聞きしておりますが、人々の笑顔だったり元気だったりとか、あと、本通りへ誘導出来ているという点に関して、1回の参加、2,000万円弱をかけて、多度津町は効果を得ているということでしょうか。再質問でした。済みません。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の再質問にお答えをしてみたいです。

色々な催物とかイベントとか、そういうものをする時に、必ず大事なのが費用対効果です。幾らの費用を掛けてどの位の効果が上げられたのか、それを常に考えながら行っていかなければなりません。瀬戸芸の場合には、掛けた費用に対して効果が大きかったと思っております。それは、目に見える経済効果だけじゃなくて、例えば最初の時の高見島での開催の時に高見島の出身の方とか、それから高見島に学校がありました。その先生方とか色んなたくさんの方が高見島を訪れて、そして、手伝って頂いた。色んな催物のことについても手伝って頂きましたし、また誘客につきましても、

そういう方々が人を呼んで、そして賑わいを創出して頂いた。そういうことが多度津町の色々な方が来られたということは、最初に私が答弁で申し上げましたように、多度津町の宣伝効果が大だったということに繋がっていくと思っております。そのことは、今まで3回だったか開催しました。その中においても、色々な方が来られてるっていうことは、これは費用対効果を考えて大なるものがあったと感じております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

これは私の率直な意見です。とても色々な要望を町民の方からお聞きして、こういう場所で提案させてもらうんですけども、色々予算の都合とかで検討されることが多いんですけども、瀬戸芸に関して1回の参加で2,000万円掛けてっていうのは、とても太っ腹だなという風には感じました。私も芸術はすごく好きで、仕事にもしていますし、瀬戸芸にも行きます。東の島だとか色々な島に行きますし、肌で感じるのは、東の方っていうのはやっぱり人気があるなというのを実感します。島の付近の宿だったり飲食店だったりっていうのもとても混み合っているし、経済効果っていうのもすごくあるんじゃないかなと思います。やっぱり感じるのが西の方だと人もどんどんちょっと少なくなってきました、これだけ予算を掛けて東と西、同じだけの色々な予算を掛けて、温度差があるなっていうのは参加者として感じます。実行委員会に頼り切らずに西の方、同じ悩みを抱えている西の方の島だとか町と協力して、せっかくこの機会に、こんだけお金を投入しているので、独自にPRだとかして、もっとこっちの西の方にも足を運んでもらえるようにしてもらいたいなと思いました。

それでは、次の4つ目の質問になります。次に京都精華大学との関係についてお聞きします。ある情報によりますと総合プロデューサーの北川フラム氏と京都精華大学との関係の悪化により、北川フラム氏から多度津町は、京都精華大学に今後頼らないこと、連携をしないこと、協力関係を結ばないことを求められているという風にも聞きました。正確な情報を教えて下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の京都精華大学との関係についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にあります北川総合ディレクターから、京都精華大学と提携や協力関係を結ばないように求められたことはございません。

本町では、瀬戸芸2013から瀬戸芸2022まで、京都精華大学有志による高見島プロジェクトを中心に作品が展開されてまいりました。これは、瀬戸芸2013の開催時に各会場に作家が振り分けられた際に、高見島には京都精華大学が割り当てられたことが契機となっております。瀬戸芸2013においては、複数の会場において大学と連携して作品が展開されておりましたが、現在は、本町と小豆島の一部のみとなっております。

現在のところ、本町における作家や作品展開等についての情報は入ってきておりませんが、県実行委員会において、瀬戸芸2025の開催に向けて準備が進められているところですので、県実行委員会と情報共有を密に図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

5つ目の質問になります。今後も瀬戸芸に参加されるかという意味についてお聞きします。

瀬戸芸は、毎回とても大きな予算を割いているという風にも実感します。多度町独自でその予算を使って、瀬戸芸のようなアートフェスティバルを今まで一緒にやってきた京都精華大学と一緒にやっていくというお考えはありますでしょうか。というのもこれだけの予算がありましたら、とても素晴らしいアートフェスティバルが独自のものが出来るんじゃないかなという思いがあります。よろしくお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の今後も瀬戸芸に参加するかという意味についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町独自のイベントと致しましては、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団主催の「たどつアートフェスティバル」が2021年から実施されております。

こちらは財団の所管事業となりますが、既に独自のアートフェスティバルが開催されており、今後も実施予定と伺っております。

議員のご質問にありました瀬戸芸の予算を使って京都精華大学とアートフェスティバルを開催することについては、令和5年度の施政方針にもお示し致しましたとおり、次回開催である瀬戸芸2025の参加に向けて準備を進めているところでございますので、現時点では考えておりません。

瀬戸芸が開催される2025年には関西万博も開催されるため、関西方面からの誘客方法の検討も必要であると考えておりますので、県実行委員会や関係団体と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

町長に対しての再質問、今の答弁を受けての再質問をお願いします。

瀬戸内芸術祭というのは年々国際的評価も高まっていると聞いていますし、私の海外の友人、アーティスト仲間も瀬戸芸、瀬戸芸と言って知名度もとても上がってきていると思います。その中で多度津町という点で見るとどうなのかと思います。もちろん喜んで来てくれる方が1人でもいらっしゃると、とてもうれしいという実感はありますけれども、先ほどからもあるように予算だとか費用対効果ということも考えなくてはならないのかなと思います。先ほども町長、他の方の議員さんの答弁の中でも、いつも財政の健全化を考えていらっしゃるという風にも聞きましたし、色んなことが優先順位をつけて予算を組まれていると思うんですけれども、その優

先順位という風なことを考えて、たくさん町民から色々な要望が出てると思います。それを差し置いて、やはりこのまま瀬戸芸っていうのに、こんなにお金を使って、今まで、先ほどご説明して下さった効果、3点の効果を得るっていうことが、必要なのかなという風な疑問もありますので、お考えをお聞かせ願います。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員のご質問に答えてまいります。

この瀬戸内国際芸術祭は3年に1度ありますので、開催から次の開催までの3年間の間に、例えばART STOUCHIとか諸々のイベントをやります。そういうものも全部含めた費用になりますので、決して1回だけの瀬戸芸が2022年に開催されたら、その1年間だけの予算ではありません。掛かった費用ではありません。瀬戸芸から瀬戸芸の間に掛かった費用ですので、これは、たくさんの方がART SETOUCHIっていう、そのイベントの時に、たくさんの方々が来てくれます。そして、瀬戸芸はその島の復権、そして地域の島の活性化ということが、まず効果を出すところなんで、それに関しましては費用対効果は出ていると思っています。例えば、高見で行っても佐柳島の方にもたくさん来てくれます。その足を延ばしてくれるということになりますし、瀬戸芸の期間中は本島、高見、栗島、3つのところで連携をしながら、船の運航もしております。そういう中で地域、島の活性化というのは多度津町の高見島だけじゃなくて、この瀬戸芸を行なっている島々の活性化になっていると思っています。全体で考えて、どういう費用対効果があるのか多度津町で行っている瀬戸芸だけではなくて、今、県で行っている瀬戸芸を考えて多度津町にどの位の効果があるのか、それを考えていかなければいけないと思っています。そういう中においては、費用対効果は上がっていると思っています。また、芸術家を呼ぶ時、色々工夫をしているんですけども、多度津町は最初から京都精華大学の方に来て頂いております。多度津町も京都精華大学が素晴らしい学校ですので、そこと連携協定、学術、芸術に関する連携協定を結んでおります。そういう中で、私どもも京都精華大学の方には行きますし、それぞれの例えばアートフェスティバルの時には色々な方が来て、色々な作品を作ったりはしています。そういう繋がりというのは大事に今もしているんですけども、ただ、芸術作品っていうことを考えた時に余りにもマンネリという言葉を使って妥当なのかどうか分かりませんが、瀬戸芸にも外国の方がたくさん来ております。芸術家ですね。2022の時も外国人の芸術家に高見島で作品を展示して頂いております。そういう中で、ひとつの芸術サークルに頼るのではなくて、もっともっとたくさんの方々から来て頂く。候補者はたくさんあった方がいいんで。その中で、特に外国人の芸術家・アーティストも含めて可能性を探っていく。そういう意味で、京都精華大学だけではなくて、他にももっともっとたくさん。外国だけじゃなくてね。たくさんの方々がいらっしやいます。そういう方々の作品を展示して頂くということも大事なのかなと思って今、進めているところですので、決して北川フラム総合ディレクターから言

われて、何だかんだということではありません。京都精華大学との関係は、そんなものではありませんので。そこもちょっと、なかなか今のご質問の中で気になりましたので。そこも少し述べさせて頂いて、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議員（藪 乃理子）

町長の今の答弁で、現状で島の活性化ということを目的とした瀬戸芸、費用対効果が十分に上がっているという認識でいらっしゃるということが分かりました。瀬戸芸の質問については終わらせて頂きます。

3つ目の質問です。不登校についてです。

多度津町だけではなく、色々な地域で不登校になっている生徒さんの話を聞きます。不登校の生徒さんもその親御さんもとても不安な思いを毎日しながら過ごしていると思っております。そこで、まず1つ目、多度津町には現在どれだけの不登校の生徒さんがいますか。それぞれの小学校、中学校で教えて下さい。プライバシーのことがありましたら、答えられる範囲でお願い致します。

教育長（三木 信行）

藪議員の現在どれだけの不登校の児童・生徒がいるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない。あるいは登校したくても出来ない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されています。

令和4年度の不登校児童・生徒数は、豊原小学校4名、四箇小学校1名、白方小学校2名、多度津中学校29名です。なお、多度津小学校は0名です。

令和5年度は、8月の時点で豊原小学校3名、多度津中学校20名です。なお、多度津小学校、四箇小学校、白方小学校は0名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

今の答弁で不登校というのが、年間30日以上欠席した者のうちという定義をお聞き、ちょっとびっくりしました。私も中学校の時に、ちょっと心理的なもので、受験が嫌だということだったんですけども、30日以上欠席したなということがあるので、私もちょっと不登校の対象だったのかなとか思ったりも今しました。

2つ目の質問に行きます。不登校の生徒さんの中で、多度津町の教育支援センターに通っている生徒さんが、どれだけいらっしゃいますか。こちらもそれぞれの小学校中学校で教えて下さい。また、プライバシーのことも考え、答えられる範囲でお願いします。また、指導員さんは何名いらっしゃいますか。

教育長（三木 信行）

藪議員の多度津町教育支援センターに通っている児童・生徒についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、教育支援センターに関わっている小学生は1名、中学生は6名です。その内、小学校の児童については、数回の相談や通所を経て、現在は小学校へ通っています。

指導員は所長を含めて2名です。また、事務職として任用している職員も子どもに関わることがあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

小学生が1名、中学生が6名ということで、先ほどの不登校の生徒皆さんが、通所している訳ではないと思います。その他の生徒さんっていうのは、学校に行けない生徒さんっていうのは、どういう風に過ごされているのでしょうか、教えて下さい。再質問です

教育長（三木 信行）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

教育支援センターに通っている児童・生徒以外の子どもたちが、まず、家庭でということもあります。それから学校へ来て別室で過ごしている子どももいます。で、別室で過ごしているんだけど、それはずっとではなくて、短い時間を過ごす子もおりますし、先生との関係で、例えば中学校であれば図書室、今、新しい図書室があって、奥の方にちょっと学習スペースがあるんですが、そこで過ごす子どももおります。それで様態は様々です。それから家庭で過ごす子どもに対しては、学級担任とか、それに関係する先生が連絡をとったりしながら、学校の繋がりを十分保つようにしております。そういう過ごし方をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に、支援センターから復帰する生徒さんもいますか。またその際に、提出をする学校復帰願いには、生徒さんの復帰したいという意思も反映されるでしょうか、教えて下さい。

教育長（三木 信行）

藪議員の教育支援センターから復帰する生徒についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育支援センターから学校に復帰出来るようになった生徒については、令和4年度は2名、教育支援センターの通所を経て登校出来るようになりました。

また、学校による指導の結果、年度末までに登校する又は出来るようになった児童・生徒は、令和4年度は中学生で6名いました。

入所届や退所届の手続も必要ですが、一人ひとりの考え方や状況に合わせた対応を大切にしているため、書類を出さずに体験入所という形の生徒も多い状況です。復帰に関しては、「ここから復帰」というように、はっきりしたものではないため、一人ひとりの様子を見ながら考えていくようになります。入所の際は本人、保護者、学校、

教育支援センターで相談の上、入所となります。学校へ戻る際には、本人や保護者の意思が一番大切となりますので、十分に反映されることになっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

一人ひとりの様子を見ながら考えていくということは、とても大変なことだと思います。先ほどの指導員も2名だったりだとか、やっぱりどの町でも人員確保っていうのがとても重要になってくると思いますし、専門医だとかの配置だとか充実も今後も引き続きお願いしたいと思います。それでは先ほどとちょっとかぶりますが、学校にも支援センターにも通えない生徒さんに対する対応をどのようにしているかを教えて下さい。

教育長（三木 信行）

藪議員の学校にも支援センターにも通えない生徒に対する対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校にも支援センターにも通えない児童・生徒につきましては、学級担任を中心に、子どもと関りのある教員が電話連絡や家庭訪問をし、学校と繋がっている状態を続けられるようにしており、放課後の時間帯に保護者と本人が学校に来るという場合もあります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへ繋ぐようにし、希望に応じて保護者や本人が相談できる環境を作っています。また、ケースに応じては、町健康福祉課、児童相談所、医療等の学校外の機関と連携を図りながら、保護者、家庭を支援していくこともあります。さらに、これまでも実施をしてきた自宅や別室と教室をオンラインで繋ぎ、事業内容や学級の様子を視聴出来るようにするなど、ICTを活用したオンライン学習も有効な支援の一つとして、さらなる充実を図りたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

オンライン授業を活用するですとか校内サポート体制の強化をするということはよく分かりました。それに際して、お子さんやご家族の方もとても不安だったりもすると思うんですけどもそれと同時に、とても手が掛かると言ったらおかしいんですけど、とても時間とか信頼関係を結んでっていう風に慎重になっていくと思うんですけども、やっぱり先生の今、働き方だとかっていうのを考えた上で残業だったりだとか放課後の部活動等というのに、すごく先生の負担も増えなければいけないと思いますので、色んなその専門家等の人員確保っていうのが、今後も必要になってくると思いますという意見です。以上、終わります。

議長（小川 保）

これをもって、1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて、散会を致します。

次回は、明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

一同、ご起立申し上げます。礼。

お疲れ様でございました。

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和5年9月13日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記